

平成23年度 横浜市社会福祉審議会

日時：平成24年2月10日（金）

午後6時00分から午後8時00分まで

場所：ワークピア横浜 2階「くじゃく」

次 第

1 新委員紹介

2 議 題

- (1) 社会福祉審議会答申（平成23年3月7日付）への取組について
- (2) 第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- (3) 障害福祉計画（第3期）の策定にかかる横浜市障害者プラン（第2期）の改定について
- (4) 平成24年度健康福祉局予算（案）について

3 その他

<配付資料一覧>

- 横浜市社会福祉審議会委員名簿 **資料 1**
- 横浜市社会福祉審議会について **資料 2**
(参考) 社会福祉法(抄)等 関係法令
- 社会福祉審議会答申(平成23年3月7日付)への取組について
 - ・ 答申概要版 **資料 3-1**
 - ・ 答申に対する取組について **資料 3-2**
- 第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
 - ・ 第5期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について **資料 4-1**
 - ・ 第5期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案に対する市民意見の状況(H24.1.4現在) **資料 4-2**
 - ・ 第5期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案 **別冊**
- 障害福祉計画(第3期)の策定にかかる横浜市障害者プラン(第2期)の改定について
 - ・ 障害福祉計画(第3期)の策定にかかる横浜市障害者プラン(第2期)の改定について **資料 5**
 - ・ 横浜市障害福祉計画 素案 **別冊**
- 平成24年度 健康福祉局予算概要 **資料 6**

横浜市社会福祉審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	職名	分科会
市会議員	1 おおくわ まさたか 大桑 正貴	市会健康福祉・病院経営委員会 委員長 (みんなの党：栄区選出)	民生
	2 よこやま まさと 横山 正人	市会健康福祉・病院経営委員会 副委員長 (自由民主党：青葉区選出)	民生
	3 こがゆ やすひろ 小粥 康弘	市会健康福祉・病院経営委員会 委員 (民主党：旭区選出)	民生
社会福祉事業従事者 (五十音順)	4 こいけ じゅんこ 小池 純子	(社福) 横浜市リハビリテーション事業団 常務理事	身障
	5 ささき ひろし 佐々木 寛志	(社福) 横浜市社会福祉協議会 会長	高齢
	6 たけだ かずお 竹田 一雄	(社福) 若竹大寿会理事長 介護老人福祉施設 わかたけ青葉 施設長	高齢
	7 なかにし はるゆき 中西 晴之	横浜知的障害関連施設協議会 会長	民生
	8 なかの しずよ 中野 しずよ	NPO法人市民セクターよこはま 理事長	高齢
	9 はせがわ まさよし 長谷川 正義	横浜市民生委員児童委員協議会 会長	民生
	10 ひうら みちえ 日浦 美智江	(社福) 十愛療育会 理事長	身障
	11 ほりこし ひろみ 堀越 ひろみ	(社) 認知症の人と家族の会神奈川県支部 世話人	高齢
	12 まつい じゅうにん 松井 住仁	(社) 横浜市福祉事業経営者会 会長	高齢
	13 むろつ しげき 室津 滋樹	横浜市グループホーム連絡会 会長	身障
学識経験者 (五十音順)	14 あいはら のぶゆき 相原 信行	横浜市町内会連合会 副会長	民生
	15 いまい みつお 今井 三男	(社) 横浜市医師会 会長	高齢
	16 いわさわ ひろあき 岩沢 弘秋	横浜市労働組合連盟 執行副委員長	身障
	17 くまざわ みか 熊澤 美香	弁護士	民生
	18 ごとう よしこ 後藤 ヨシ子	横浜商工会議所 副会頭	高齢
	19 しんぼ みか 新保 美香	明治学院大学社会学部 教授	高齢
	20 はくの あきら 白野 明	(社福) 横浜市リハビリテーション事業団 顧問	身障
	21 はしもと やすこ 橋本 泰子	大正大学 名誉教授	民生
	22 ひらい あきら 平井 晃	(社) 横浜市身体障害者団体連合会 理事長	身障
23 ふじづか まさと 藤塚 正人	神奈川新聞社 編集局報道部長	身障	

横浜市社会福祉審議会事務局名簿

健康福祉局長	タチバナ マサト 立花 正人
保健所長（担当理事兼）	トヨサワ タカヒロ 豊澤 隆弘
健康福祉局 医療政策室長	マスズミ トシヒコ 増住 敏彦
健康福祉局 担当理事（保健医療医務監）	ミスノ テツヒロ 水野 哲宏
健康福祉局 副局長（総務部長兼）	キシムラ ヒデノリ 岸村 英憲
健康福祉局 企画部長	スズキ トシユキ 鈴木 紀之
健康福祉局 地域福祉保健部長	トクダ フミオ 徳田 文男
健康福祉局 生活福祉部長	アオキ キヨタカ 青木 清隆
健康福祉局 障害福祉部長	カミヤマ アツシ 神山 篤
健康福祉局 高齢健康福祉部長	メンドリ カストミ 妻鳥 一富
健康福祉局 健康安全部長	ハタザワ ケンイチ 畑澤 健一
健康福祉局 総務課長	サイトウ キョウ 齋藤 聖
健康福祉局 職員課長	オオモリ ケンジ 大森 健志
健康福祉局 企画課長	サトウ ヒロタカ 佐藤 広毅
健康福祉局 医療政策課長	タナカ ヤスシ 田中 靖
健康福祉局 福祉保健課長	フカガワ アツコ 深川 敦子
健康福祉局 保護課長	マキグチ トオル 巻口 徹
健康福祉局 障害企画課長	カシロ テツヤ 嘉代 哲也
健康福祉局 高齢健康福祉課長	ミヤグチ ヒロタカ 宮口 廣隆
健康福祉局 保健事業課長	ナカジマ マサユキ 仲嶋 正幸

横浜市社会福祉審議会について

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

・審議会は、社会福祉法第8条により委員35人以内で組織することとなっており、同第9条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

・現在の委員数は23人で、委員の構成は次のとおり。

市会議員	3人
社会福祉事業に従事する者	10人
学識経験のある者	10人

（参考）社会福祉法 第9条

地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

4 審議会の開催状況

（平成22年度）

- ・ 審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会（身体障害者の障害程度の審査、身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定）：12回
- ・ 横浜における持続可能な福祉社会の構築に関する専門分科会：4回

（平成21年度）

- ・ 審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会（身体障害者の障害程度の審査、身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定）：12回

社会福祉法（抄）

昭和 26 年 3 月 29 日
法律 第 4 5 号

第 2 章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第 7 条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第 8 条 地方社会福祉審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第 9 条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第 10 条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第 11 条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第 8 条第 1 項中「35 人以内」とあるのは「50 人以内」と、前条第 1 項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第 13 条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日
政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成 12 年 2 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

第 3 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第 5 条 法第 11 条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第 4 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則(平成12年9月条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日
最近改正 平成13年5月25日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)(以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)及び横浜市社会福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第3号)(以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所管事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関すること。
- (2) 身体障害者の福祉に関すること。
- (3) 高齢者の福祉に関すること。
- (4) 低所得者の福祉に関すること。
- (5) その他社会福祉の増進に関すること。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第3条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。
- 3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第4条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第5条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

- 2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関すること。

- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第6条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第8条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第9条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抄）

制 定 平成 12 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 他の法令等に特別の定めがある場合
- （2） 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

1 横浜を取り巻く状況

年齢構成の変化

- 急速に進む高齢化
- 要介護認定者数は市内で約 20 万人、少なくとも約 10 万人が認知症高齢者に

家族の変化

- 単身又は夫婦のみ高齢者世帯の増加
- 単独世帯がさらに増加、今後最も多い世帯類型となる

地域の変化

- 郊外部の団地を中心に、コミュニティの次世代継承が困難な地域が発生
- 市民活動への参加意欲が減少
- 隣近所との付き合い方は希薄化
- NPO の数は、一貫して増加

技術・コミュニケーションの変化

- インターネット普及率は、すでに 8 割弱に
- ICT を活用したコミュニケーションが活発化
- 民間等の技術開発が活発化

雇用の変化

- 就職氷河期世代を中心に、失業者数が増加
- 女性の労働力率は向上
- 非正規雇用と賃金格差が拡大

行政の変化

- 福祉経費は一貫して増加、財政は硬直化
- 行政需要は増大・多様化自治体の責任・役割は増大

■様々な市民像（「横浜市民生活白書 2009」による 8 つの市民像）

- 「健康不安と孤立感の強い向老期」(5.6%) ⇄ 「生活不安がほとんどないリタイア世代」(9.1%)
 - 「最低生活の確保に強いリスクを抱えている」のは高齢期前と 20 代の若年世代
- このまま策を打つことができれば、2025 年には、社会の高齢化に伴う人材・財源不足と若年世代の弱体化という 2 つの大きな課題を背負いかねない

■まとめ

- 超高齢社会の問題を、高齢者の問題として特化せず、社会構造全体の問題として、若年世代も含めて考えていく
- 課題への対処療法ではなく、あるべき姿から逆算して考える(既存の社会システムの延長線上での対策は不十分)
- 地域や市民の力を最大限に引き出し、未来の横浜を創り出す

2 横浜における福祉社会構築の方向性

今後見込まれる変化を考えると、従来の社会保障(公助)だけでは限界。超高齢化する横浜を支えていくためには、既存の公助のほころびを直すだけでなく、**市民の自立(自助)を支援し、地域でお互いに助け合う仕組み(共助)を強化するとともに、それらを公助とうまく組み合わせ、社会の力を総動員すべき。**

自助の領域のあるべき方向性～市民主体の領域～

【方向性①】高齢者の現役化などにより、経済面での自立度が高まっている

- 地域での雇用ニーズに対して地域の人材を供給し、「地産地消型の労働市場」を拡大させるなど、高齢者も活躍できる領域を確保する
- 市民が様々なサービスを安心して享受でき、経済的な活動が活性化されるよう、消費活動を促進する

【方向性②】市民の健康づくりに対する取組が進み、健康面での自立度が高まっている

- 市民や企業が健康づくりに主体的に取り組むインセンティブ(動機)をつくる
- ポピュレーションアプローチと、ハイリスクアプローチを組み合わせ、健康政策の効果を高める

共助の領域のあるべき方向性～地域主体の領域～

【方向性①】地域に愛着をもった市民が、それぞれの得意な分野を生かし、地域の活動に積極的に参加する意識が醸成されている

- 面白い機能をつけたり、着眼点をかえるような機会を与えることで、参加したくなる「きっかけ」をつくる
- 業務で習得したスキルを生かしたり、遊休化している資産を貸したりするなど、多様な参加の仕方を作る
- 学校教育と連携し、地域活動へ参加することの価値観を醸成するなどの取組をすすめる

【方向性②】市民の地域活動を支える組織や仕組みが効果的に機能している

- 地縁組織(自治会・町内会等)と志縁組織(NPO 等)のお互いの強みを生かし、連携する
- ICT など新たなコミュニケーションツールを活用して、「顔の見える関係」を補完する
- 多世代交流や、活動を通じて人材を育成する仕掛けなど、組織の活性化策を組み込む
- 地域ケアプラザなどを中核に、きめ細かいサービスを提供している様々な活動をランチ化する
- 社会的企業(ソーシャル/コミュニティビジネス)の注目が高まる中、事業・ビジネスとして成立させる仕組みを考える

【方向性③】地域の支え合いにより、これまで家族が担ってきた部分(サービス)が補完されている

- 見守りネットワークや、買い物支援サービスなど既存の活動を奨励・促進する
- 地域の人たちが世代を超えて実家のように集まれる場所など、より小さい単位で、集える場を創出する
- ホームシェアや高齢者向け住宅との連携など、住まい方と家族機能の補完を一体的に考える

公助の領域のあるべき方向性～行政主体の領域～

【方向性①】地域の活性化を通して福祉社会の支え手が増加している

- 成長戦略の視点に立って地域における雇用を創出し、地域の人材を供給するなど、地域経済活性化による歳入増加策を考える
- 魅力的な制度を打ち出し、いわゆる生産年齢人口を呼び込むことで、生産年齢人口の割合を高める

【方向性②】満足度を下げずに行政サービスの提供方法が見直されている

- 年齢要件で一律的に提供している行政サービスの見直しなど、根本に立ち返って行政サービスの対象者や提供方法を見直す
- 他の行政サービスとの連携や、予防的施策の展開により、市全体の負担を抑制する、という観点(全体最適)で考える

【方向性③】自助や共助の力を引き出す環境が整っている

- 自助や共助の力を引き出す行政の「責任」と、事業として実際に展開する「手法や実施主体」を切り分けて考える
- 行政の縦割りの現状を認識しつつ、各制度をつなぐ機能や仕組みをつくる
- 自助・共助・公助の領域にとどまらず、地域・市民・行政の関与すべき度合を常に見直し「新たな助け合いの領域」の創造を模索する

3 2025 年への提言

1 2025 年に向けた「つながり方」－新たなおせっかいの提案－

市内で単独世帯が増加し、近所付き合いが希薄化する一方で、新しい「つながり方」の模索が、様々な地域で始まっている。楽しみながら社会とつながるインセンティブをつくったり、施設の運営や地域コーディネーターへの支援措置を充実したりすることが求められる。また、要援護に関する情報を、これまでより積極的に地域に提供することも検討すべきである。

さらに、共助による「つながり」を期待できない地域は、ICT(情報通信技術)の活用による見守り機能や、地域包括センターの全数調査に基づく伴走機能などの取組を、地域特性に合わせて行政が積極的に支援していく必要がある。

2 2025 年に向けた「働き方」－新たなワークスタイルの提案－

高齢化が一層進む中、介護・医療分野が今後の雇用の大きな受け皿となる。

また、地域の雇用ニーズを創出し、地域の人材を供給する“地産地消”型の労働市場をつくることも検討すべきである。

さらに、シルバー世代も含め、誰もがより長く楽しみながら労働できるような環境の整備、従来の労働とは違った価値観の醸成なども重要である。

3 2025 年に向けた「住まい方」－多様な住宅ストックの活用提案－

地域で住み続けるためには、住宅そのものの居住性はもちろん、買い物など日常生活に必要なサービスや、いざというときの医療・介護等のサービスを確保し、そのうえさらに、年金を中心とする自らの収入の範囲内で収めることが求められる。

横浜には集合住宅、戸建住宅など多くの住宅ストックがあるが、最近では空き家や空住戸が目立つ地域も出てきた。これからの高齢者の住まいのニーズに対応するために、高齢者向けの新たな住宅整備に加え、空き家や空住戸も積極的に活用することが重要である。

《取組の進め方》

- ① 先進的事例・プロジェクトを積み上げる
- ② 既存資源を最大限に活かす
- ③ 様々な主体とともに、解決策を考える

横浜市社会福祉審議会答申(平成23年3月7日付)
横浜市健康福祉局の取組について

2025年に向けた「つながり方」—新たなおせっかいの提案—

➤ ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業(新規)

概要 ひとり暮らし高齢者について本市が保有する個人情報をも民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を効果的に把握できるよう支援し、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区福祉保健センターが連携して実施します。

実績(23年度;以下同じ) 9区25地区でモデル実施

➤ 地域のセーフティネット推進モデル事業(新規)

概要 福祉保健に関する活動団体等による日常的な支え合いを促進するため、地域での支え合い活動の立ち上げ資金を補助して、促進を図ります。

実績 市内16か所

《主な事業》

- ①交流拠点の整備
- ②多世代参加型の健康スポーツの普及
- ③地域における災害時の要援護者支援の体制づくり(地域のネットワークづくり)

➤ 市民後見人養成・活動支援事業(新規)

概要 同じ市民の立場で、法的に認められた権限を持って、被後見人を見守り支える市民後見人を養成し、地域における権利擁護を推進します。

実績 ①学識経験者や弁護士などで構成する検討会を開催(5回)

【テーマ】

「市民後見人の位置づけ・あり方」「市民後見人の養成プロセスと支援体制」

②市民後見人養成スタートアップ講演会(平成24年2月16日開催)

➤ 地域の見守りネットワーク構築支援事業

概要 一人暮らし高齢者の孤立死予防などのために、地域住民及び地域団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による地域の見守りネットワークづくりを支援します。

実績 7地区(6区)でモデル実施

➤ 災害時要援護者支援事業

概要 地震等災害発生時に、自力避難が困難な高齢者や障害者等要援護者の安否確認や避難支援などが迅速に行われるために、平常時から要援護者への声かけや見

守りなど、地域の自主的な取組を支援します。

実績 これまでの取組をふまえ、要援護者支援の取組が市全域に広がるよう、地域の自主的な取組を支援。

➤ 一人暮らし世帯等安心生活支援モデル事業

概要 日常的に家庭の支援が得られない一人暮らし高齢者等に対する見守りや買物支援活動を、NPO団体が市内の2地区でモデル事業として実施し、この事業を通じて今後の安定的・継続的な見守り体制づくりを進めます。

実績 市内2地区でモデル実施

- ①旭区旭北地区;NPO法人 たちばな福祉会
- ②栄区公田町団地地区;NPO法人 お互いさまねっと公田町団地

➤ 地域福祉・交流拠点モデル事業

概要 空き店舗等を活用し、多世代の地域住民の交流を促進するため、地域サロンなどの交流拠点の整備を支援します。

実績 市内4か所(整備中含む)

- ①霧が丘・多世代交流サロンあかしあ(緑区霧が丘;H24.2月開所);ミモザ(株)
- ②お三の宮地域コミュニティサロン(仮称)(南区お三の宮地区;H24.3月竣工予定)
;南吉田町町内会
- ③スマイル藤が丘(仮称)(青葉区藤が丘;H24.3月竣工予定);スマイルケア(有)
- ④となりの台所(仮称)(瀬谷区宮沢;H24.3月竣工予定);NPO法人下宿屋バンク

➤ 在宅療養連携推進事業 (H24以降 地域医療連携推進事業)

概要 医療・介護サービスの一体的提供を可能とするために、在宅医等のネットワークを構築して、医療・介護ニーズを併せ持つ在宅患者等の療養環境の充実を図ります。

実績 ①在宅療養連携推進協議会;2回開催(予定)

②在宅医等ネットワーク強化支援;

2事業者対象(横浜市在宅療養サイボウズライブネットワーク〔南区〕、港南区地域医療連携推進協議会〔港南区〕)

➤ 地域医療を支える市民活動推進事業

概要 市民が必要な時に適切な(救急)医療が受診できるよう、市民と行政が協働して、医療機関の適切な利用に向けた市民活動を支援し、地域医療を支える風土を醸成します。

実績 ①市民向け講座の開催;36回(区主催・地域子育て支援拠点主催で各18回)

②情報発信;ホームページ作成、冊子発行、相談窓口等

2025年に向けた「働き方」—新たなワークスタイルの提案—

➤ 福祉人材確保事業(ヘルパー増加作戦・マッチング支援)

概要 訪問介護員養成研修(2級)課程を受講して市内福祉施設に就職した方に対して受講料を補助します。また、インターネット上で身近な福祉関連施設の求人情報を提供するとともに、就職フェアを開催して就業者の増加を図ります。

実績 補助対象者数;108人(平成24年1月1日現在)《目標500人》
平成22年度からの累計;2,294人(平成24年1月1日現在)

➤ 介護支援ボランティアポイント事業

概要 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことによりポイントがたまり、ポイントに応じて換金または寄付ができるしくみで、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。

実績 ①登録者数;5,579名(平成23年12月31日現在)
②協賛事業数;17企業・団体
③特典数;21種類

➤ 医療人材確保対策事業(医師等人材及び看護人材)

概要 24時間院内保育所の運営費やベビーシッター利用料を補助するなど、働きやすい環境づくりを進めます。また、出産や育児等の理由で職場を離れている潜在看護師の復職支援や看護への関心・理解促進のためのイベントへの助成、看護人材養成のための市内3か所の看護専門学校への運営費の助成などを行います。

実績 ①24時間院内保育所数;2か所
②看護職復職支援事業;4団体
③かながわ看護フェスティバル;1回
④看護専門学校運営費補助;3団体

2025年に向けた「住まい方」－多様な住宅ストックの活用提案－

➤ 高齢者の住まい・生活支援事業(新規)

概要 高齢者が地域で安心して住み続けられるよう、生活支援機能を備えた高齢者の住まいの確保を民間主導で進めます。

実績 ①市有地を活用した供給;整備に向けた調整(1か所)

②既存住宅の機能強化;整備に向けた調整(4か所)

・左近山団地(旭区;UR団地)

・いちょう団地(泉区;県営)

・上飯田団地(泉区;市営)

・阿久和団地(瀬谷区;県営)

➤ サービス付高齢者向け住宅(新規)

概要 生活相談や安否確認サービス等が提供される高齢者向け住宅について、国の補助制度を活用して供給を促進します。

実績 平成23年10月登録開始;市内登録数3か所(平成24年1月19日現在)

① りりあマンション綱島樽町(港北区樽町;10戸)

② (仮称)大久保2丁目プロジェクト(港南区大久保;93戸)

③ ココファン日吉(港北区日吉本町;81戸)

第5期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、3年ごとに策定するもので、現在、第5期計画（H24～26年度）の策定を進めています。

計画素案（昨年11月策定）に対する市民や関係者のご意見等も踏まえ、年度末までに計画を確定してまいります。

【計画素案の概要】

1 計画の期間

平成24年度から26年度までの3年間

2 計画の基本目標

高齢者が地域で引き続き自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

3 主な内容

（1）いきいきと活動的に暮らせるために

- 健康づくりから介護予防まで、一貫性のある事業として幅広い高齢者を対象に実施
- 介護支援ボランティアポイント事業の推進 など

（2）地域包括ケアの実現のために

- 地域包括支援センターの機能を充実し、地域の関係機関との連携づくりを推進
- 24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」の展開
- 身近な地域（概ね日常生活圏域に1か所）で、小規模多機能型居宅介護サービスを提供（26年度までに市内150か所整備）
- 医療的ケアの必要な在宅の高齢者・家族の支援 など

（3）自分に合った施設・住まいが選べるために

- 特別養護老人ホームの入所の必要性・緊急性の高い方が概ね1年以内に入所できるよう施設を整備（年間300床整備） など

4 保険料の見込み

第5期計画の策定に伴い、介護保険料を改定します。

※ 素案策定後、国の介護報酬改定の状況等を踏まえて精査し、保険料基準額（月額換算）を5,000円とし、24年度予算案を編成しました。今後、横浜市会の審議・議決を経て確定します。

「第5期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」
素案に対する市民意見の状況（中間報告:H24.1.4現在）

1 意見の把握

平成23年10月31日に計画素案を発表し、区民説明会等を開催して意見等を聴取はがき、電子メール、ファクシミリ、電話その他により意見等を募集

(1) 計画素案の説明会等の開催

① 区民説明会

開催時期：平成23年11月21日から12月19日にかけて市内18区において開催

参加者数：652人（18区合計）

区民説明会の開催日程

月	日	曜日	開催区	会場	参加者
11	21	月	戸塚区	戸塚区役所4階1号会議室	26人
	28	月	瀬谷区	瀬谷区役所1階会議室	41人
	29	火	鶴見区	鶴見区役所6階8号会議室	28人
	30	水	西区	西区役所3階ABC会議室	19人
			保土ヶ谷区 南区	西部児童相談所5階研修室 南区役所1階101会議室	47人 19人
12	1	木	都筑区	都筑区役所6階大会議室	31人
	2	金	港北区	港北公会堂1号会議室	27人
	6	火	港南区	港南区役所 別棟201・202会議室	40人
	8	木	栄区	栄区役所 新館4階8・9号会議室	56人
	12	月	青葉区	青葉区役所401～403会議室	75人
	13	火	磯子区	磯子区役所4階402・403会議室	47人
	14	水	泉区	泉区役所4階4ABC会議室	20人
			金沢区	金沢区役所1階4・5号会議室	35人
	16	金	緑区	緑区役所2階第1・2会議室	43人
			神奈川区	神奈川区 本館2階大会議室	54人
			中区	開港記念会館6号会議室	16人
	19	月	旭区	旭区役所 新館2階大会議室	28人

② 事業所への説明

ケアプラ所長会、ケアマネ連絡会、密着型サービス管理者等に説明

③ 団体等説明

横浜市町内会連合会、横浜市民生委員・児童委員協議会、横浜市医師会、横浜市病院協会、歯科医師会、横浜市福祉事業経営者会、市老人クラブ等に説明

(2) 窓口での計画素案の配布

- ① 市民情報センター（市庁舎1階）
- ② 各区役所窓口（高齢・障害支援課、福祉保健課、広報相談係）
- ③ 各地域包括支援センター（ケアプラザ）、各老人福祉センター、各地区センター

(3) インターネットへの掲載

横浜市ホームページに計画素案を掲載

パブリックコメントとして意見募集の実施

意見募集期間：平成23年11月21日～平成24年1月23日

2 意見

(1) 意見数 227件（H24.1.4現在）

内訳	件数	構成比	
素案説明会（区民説明会）	142件	62.6%	18区で意見／18区実施
意見募集はがき	52件	22.9%	
電子メールなど	33件	14.5%	メール6件、FAX2件、手紙2通、TEL2件
	227件	100.0%	

※ 団体説明会の意見数については、現在集計中

募集はがきの属性

区分	男	女	空白	合計	構成比
20～39歳		2		2	8.0%
40～59歳	2	3	1	6	24.0%
60～69歳	4	5		9	36.0%
70～79歳	6			6	24.0%
80歳以上	1			1	4.0%
空白			1	1	4.0%
計	13	10	2	25	100.0%
(構成比)	52.0%	40.0%	8.0%	100.0%	

※ はがきの属性分類は、はがき1枚で複数の意見を提起されていても1件です。

(2) 意見の分類

別紙1

3 アンケートの実施

区民等への説明において、計画素案の主な取り組みに対するアンケートを実施

(1) アンケート回収数

区民説明会 371件（回収率 56.9%）

(2) 区民説明会でのアンケート回答状況

別紙2

計画素案に対する意見の分類 (中間報告：H24. 1. 4現在)

(構成比)

1 基本目標(地域包括ケアシステム)に関すること	4 件	1.8%
2 いきいきと活動的に暮らせるために (介護予防・健康づくり・社会参加・地域の支え合い)	51 件	22.5%
3 地域包括ケアの実現のために (地域包括支援センター、新規サービス、小規模多機能、 医療的ケア、認知症対策など)	53 件	23.3%
4 自分に合った施設・住まいが選べるために (特養整備等施設整備、高齢者の住まい)	22 件	9.7%
5 介護保険料に関するもの (保険料、サービス見込み量)	36 件	15.9%
6 介護人材の確保等	19 件	8.4%
7 計画策定に関するもの (計画策定関係、市民意見の反映、介護保険制度に関する事など)	29 件	12.8%
8 その他	13 件	5.7%

【 総件数 】 227件 100.0%

主な意見(要旨)

1 基本目標に関すること

- (1) この方向で進めていただけてよいと思う。西区は小さい区なので区役所、包括、区民が気持ちさえあればすぐに顔の見える関係が作りやすいと思う。
- (2) 目標値を明確にすべき。成果は何によって測られるのか。3年後にどの数値をどのように改善する、という具体的な数値目標を持つと施策の意味が立体的になるものと考えます。

2 いきいきと活動的に暮らせるために

- (1) 介護予防の施策は、地区別の計画を作るべきではないか。
- (2) いきいきポイントについては、費用対効果を考えると今後定着していくかどうか疑問である。安易に拡充しないで吟味して欲しい。
- (3) 介護支援ボランティアポイントは65歳以上からではなく、60歳以下にすれば健康づくりや介護予防の面で意識づけや効果が上がると思う。
- (4) 自治会長として近隣の見守り・支え合いに取り組んでいるが、自治会との関連がよくわからない。個人情報への壁もあり、穴があるのではと感じている。

3 地域包括ケア実現のために

- (1) 「地域包括ケアの推進」は第1期計画の頃から言っている。何も進んでいないということか。
- (2) 地域包括支援センターの人員が足りていないと感じる。相談に乗り切れていない。
- (3) 地域包括支援センターの人員体制について、対応しきれているのか。機能強化するならば、増員が必要ではないか。
- (4) 24時間対応の新サービスについて、現行のサービスもあり、ニーズはどうか。夜中に来られることに抵抗感がある方もいる。
- (5) 小規模多機能で働く人にとっては、大変厳しい職場だと思う。この先、この計画にあるほど造れるのか。これほど厳しい職場で働く人が集まるのか。人材育成は大変難しい。
- (6) 小規模多機能の事業者を150にとどまらず、もっと設置して欲しい。
- (7) 小規模多機能型居宅介護は、訪問看護ステーションと連携が大切だと思う。
- (8) 横浜市では病院と在宅をつなぐ所管がないので、退院してきても在宅に戻れない人の対応に苦慮している。もっと、病院と在宅の連携が進むよう支援をしてほしい。
- (9) 在宅介護では往診してくれる医師がとても大切で、今後往診をする医師を増やしていくことが必要と考えている。
- (10) 在宅での生活の希望が多いとなっているが、本人の意欲と家族など周囲の状況は別である。
- (11) 認知症高齢者の介護について、できるだけ早い段階から、教育(学校)や産業(企業)分野への普及啓発の取組みを行うことは重要であると思う。
- (12) 介護者のケアについて考えて欲しい。
- (13) 素案には、老々介護という言葉が出てこない。介護者が倒れたときの対策をきちんと考えて、いれておくべきではないか。
- (14) 虐待防止も前から言っている。なぜ進まないのか。
- (15) 虐待を防止するには地域の人々の目が必要だと思う。

4 自分に合った施設・住まいが選べるために

- (1) 特養の待ち日数を1年以内と言わず10か月・半年など具体的に頑張ってもらいたい。
- (2) 特養の在宅の申込者、要介護度3～5の人で3,000を超えているのに計画では、年間300床増に

とどまっております、それで足りるのかという疑問を持っている。整備数をもっと増やすべきだ。

- (3) 在宅利用者の率を増やすためには、老健の新規整備をしてほしい。
- (4) 高齢者の住まいについて、「今後は在宅重視の考え方」というのなら、賃貸にせよ、持ち家の修繕にせよ、自己責任とは言わずに、金銭的支援を行うなど、その場に住めるように考えるべきである。

5 介護保険料、利用者負担等に関するもの

- (1) 保険料の値上げは納得しかねる。財政的な資料の説明があつてしかるべきである。
- (2) 保険料は世帯の経済状況などを考慮し、きめ細かく対応すべきだと思う。
- (3) 保険料の値上げは、サービスを利用していない人にとり、納得のいかない面が多い。
- (4) 介護保険給付費総額が右肩上がりに伸びている。この費用を抑制する施策はないのか。又は抑制の努力はしているのか。
- (5) 今元気な高齢者に対し、介護を必要としない、或いは介護を遅らせる、軽減させる施策にもっとお金を廻し、介護の給付費総額を抑制したらいい。

6 介護人材の確保等について

- (1) 介護サービス量の見込みがかなり増えているが、介護する人の不足やさらには働く職員への手当てについて横浜市として施策はあるのか。
- (2) 訪問看護、24時間看護など、過酷な現場の労働状況を把握し、市は看護師確保のための努力をすべき。
- (3) 施設の中で働く人の能力・技術が低ければどうしようもない。働いている人のレベルを上げるよう指導してほしい。
- (4) 地域包括支援の人材について、包括支援にもボランティアを公募して、地域の人材を活用して、経験豊かな地域の高齢者を活用して人材の確保を考えたらどうか。

7 計画策定に関すること

- (1) 素案は、第4期計画からの課題を第5期の基本目標に反映させる方向性は大きい期待できる。しかし、余り具体的内容が見えないので分かりにくい点もある。
- (2) 素案の冊子はどこでどう配布しているのか。区やケアプラザに置いておくだけでは一般の市民の目に届くための努力が欠けている。
- (3) 5期計画は4期計画の振り返りと課題を基に策定されるとの事だが、4期計画自体の進捗状況がわからない。わかりやすい公表をするべきである。
- (4) 冊子を読んでも、現状の介護保険事業費の切迫した状況や2000億円という膨大な予算規模であることも分からない。現状で、どんなことにいくら使われているのか等市民に負担増を求める理由が見えるようにすべき。
- (5) 第5期計画の事業を達成すれば全体として目指す目標の何%を達成できるのか、数字としてあらわして欲しい。定量的なものを出し、見えるようにしてもらわなくては市民として判断できない。遅れている部分は行政に任せるだけでなく、自分たちでも支援していきたいという気持ちがある。

8 介護保険制度に関すること

- (1) 介護保険の国の負担が少ない。国がもっと負担すべきとの働きかけはしないのか？
- (2) がんばって健康を維持してサービスを受けていない人と、受けている人との差がある。これについては、どう考えているか。

区民説明会アンケート結果

問1（素案6ページ）「1 介護予防の新たな展開」について、どうお考えになりますか。（○はひとつ）

- | | |
|-------------------------|-------|
| ①このとおり推進してもらいたい | 22.6% |
| ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ | 56.6% |
| ③違う方向で検討すべきだ | 3.5% |
| ④あまりこの取り組みに意義を感じない | 6.2% |
| ⑤よくわからない | 7.3% |

79.2%

区情報	このとおり 推進しても らいたい	方向はこれ でいいが、 さらに施策 を充実すべ きだ	違う方向で 検討すべ きだ	あまりこの 取り組みに 意義を感じ ない	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	7	20	1	7	2	1	38
旭区	4	4	0	0	2	1	11
泉区	4	2	0	1	1	1	9
磯子区	5	12	1	1	3	0	22
神奈川区	10	23	1	0	2	0	36
金沢区	5	12	0	2	3	0	22
港南区	4	24	0	0	0	1	29
港北区	7	8	0	0	4	0	19
栄区	11	17	2	3	3	5	41
瀬谷区	7	15	2	1	1	1	27
都筑区	5	9	1	1	2	1	19
鶴見区	1	13	0	0	1	0	15
戸塚区	1	11	0	3	0	0	15
中区	1	6	0	0	1	1	9
西区	1	4	3	1	0	0	9
保土ヶ谷区	3	13	1	1	0	0	18
緑区	7	13	1	1	2	1	25
南区	1	4	0	1	0	1	7
総計	84	210	13	23	27	14	371
構成比(%)	22.6%	56.6%	3.5%	6.2%	7.3%	3.8%	100.0%

問2（素案6ページ）「2 健康づくりの推進」について、どうお考えになりますか。（○はひとつ）

- ①このとおり推進してもらいたい 26.7%
- ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ 48.0%
- ③違う方向で検討すべきだ 4.0%
- ④あまりこの取り組みに意義を感じない 7.8%
- ⑤よくわからない 9.7%

74.7%

区情報	このとおり 推進しても らいたい	方向はこれ でいいが、 さらに施策 を充実すべ きだ	違う方向で 検討すべ きだ	あまりこの 取り組みに 意義を感じ ない	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	11	17	1	5	4	0	38
旭区	4	5	0	2	0	0	11
泉区	3	4	0	1	1	0	9
磯子区	6	9	3	1	3	0	22
神奈川区	14	16	1	3	1	1	36
金沢区	7	8	0	4	3	0	22
港南区	5	21	1	0	0	2	29
港北区	7	4	1	1	6	0	19
栄区	10	17	2	2	6	4	41
瀬谷区	5	17	1	0	3	1	27
都筑区	8	6	0	2	2	1	19
鶴見区	1	11	1	0	1	1	15
戸塚区	5	8	1	1	0	0	15
中区	3	3	0	0	2	1	9
西区	1	4	3	1	0	0	9
保土ヶ谷区	4	8	0	3	2	1	18
緑区	5	15	0	2	2	1	25
南区	0	5	0	1	0	1	7
総計	99	178	15	29	36	14	371
構成比(%)	26.7%	48.0%	4.0%	7.8%	9.7%	3.8%	100.0%

問3 (素案7ページ)「3 社会参加の促進」における、介護支援ボランティア・ポイント事業の推進について、どうお考えになりますか。(〇はひとつ)

- ①このとおり推進してもらいたい 25.6%
 - ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ 45.8%
 - ③違う方向で検討すべきだ 8.6%
 - ④あまりこの取り組みに意義を感じない 9.2%
 - ⑤よくわからない 7.3%
- 71.4%

区情報	このとおり 推進しても らいたい	方向はこれ でいいが、 さらに施策 を充実すべ きだ	違う方向で 検討すべ きだ	あまりこの 取り組みに 意義を感じ ない	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	8	21	4	3	1	1	38
旭区	2	7	2	0	0	0	11
泉区	1	6	0	1	1	0	9
磯子区	6	5	4	2	5	0	22
神奈川区	9	19	2	5	1	0	36
金沢区	6	13	0	3	0	0	22
港南区	8	16	1	1	2	1	29
港北区	5	7	0	2	5	0	19
栄区	13	13	4	4	3	4	41
瀬谷区	11	10	1	1	2	2	27
都筑区	5	8	1	1	2	2	19
鶴見区	4	6	2	1	2	0	15
戸塚区	3	6	3	2	1	0	15
中区	4	3	1	0	0	1	9
西区	0	3	2	4	0	0	9
保土ヶ谷区	2	10	4	2	0	0	18
緑区	8	11	1	2	2	1	25
南区	0	6	0	0	0	1	7
総計	95	170	32	34	27	13	371
構成比(%)	25.6%	45.8%	8.6%	9.2%	7.3%	3.5%	100.0%

問4 (素案7ページ)「4 地域での支え合い体制の推進」について、どうお考えになりますか。
(〇はひとつ)

- | | | |
|-------------------------|-------|-------|
| ①このとおり推進してもらいたい | 30.5% | 78.2% |
| ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ | 47.7% | |
| ③違う方向で検討すべきだ | 5.1% | |
| ④あまりこの取り組みに意義を感じない | 2.7% | |
| ⑤よくわからない | 6.5% | |

区情報	このとおり 推進しても らいたい	方向はこれ でいいが、 さらに施策 を充実すべ きだ	違う方向で 検討すべ きだ	あまりこの 取り組みに 意義を感じ ない	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	10	19	5	0	2	2	38
旭区	5	3	0	1	2	0	11
泉区	1	7	0	0	1	0	9
磯子区	7	8	0	2	2	3	22
神奈川区	11	20	2	1	0	2	36
金沢区	8	10	0	1	1	2	22
港南区	8	19	0	0	0	2	29
港北区	5	9	0	0	5	0	19
栄区	18	13	3	1	2	4	41
瀬谷区	6	15	1	0	3	2	27
都筑区	7	7	1	0	3	1	19
鶴見区	2	11	1	0	0	1	15
戸塚区	5	9	0	1	0	0	15
中区	5	3	0	0	0	1	9
西区	2	2	3	2	0	0	9
保土ヶ谷区	2	8	2	1	1	4	18
緑区	10	10	1	0	2	2	25
南区	1	4	0	0	0	2	7
総計	113	177	19	10	24	28	371
構成比(%)	30.5%	47.7%	5.1%	2.7%	6.5%	7.5%	100.0%

問5 (素案8ページ)「1 地域包括支援センター機能の充実」について、どうお考えになりますか。
(○はひとつ)

- | | | |
|-------------------------|-------|-------|
| ①このとおり推進してもらいたい | 33.7% | 79.5% |
| ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ | 45.8% | |
| ③違う方向で検討すべきだ | 5.1% | |
| ④あまりこの取り組みに意義を感じない | 3.2% | |
| ⑤よくわからない | 5.9% | |

区情報	このとおり 推進しても らいたい	方向はこれ でいいが、 さらに施策 を充実すべ きだ	違う方向で 検討すべ きだ	あまりこの 取り組みに 意義を感じ ない	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	12	17	3	4	2	0	38
旭区	2	6	1	1	1	0	11
泉区	3	5	0	0	1	0	9
磯子区	8	6	1	0	5	2	22
神奈川区	9	21	1	1	1	3	36
金沢区	7	11	1	2	1	0	22
港南区	10	16	0	0	0	3	29
港北区	11	3	1	0	4	0	19
栄区	17	17	0	1	1	5	41
瀬谷区	14	12	0	0	0	1	27
都筑区	7	7	1	1	2	1	19
鶴見区	2	9	3	0	1	0	15
戸塚区	5	9	1	0	0	0	15
中区	4	4	0	0	0	1	9
西区	3	3	2	1	0	0	9
保土ヶ谷区	4	7	2	0	2	3	18
緑区	7	12	1	1	1	3	25
南区	0	5	1	0	0	1	7
総計	125	170	19	12	22	23	371
構成比(%)	33.7%	45.8%	5.1%	3.2%	5.9%	6.2%	100.0%

問6 (素案8ページ)「24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」の展開」について、どうお考えになりますか。(〇はひとつ)

- ①このとおり推進してもらいたい 36.4%
- ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ 38.8%
- ③違う方向で検討すべきだ 5.4%
- ④あまりこの取り組みに意義を感じない 5.7%
- ⑤よくわからない 7.8%

75.2%

区情報	このとおり 推進しても らいたい	方向はこれ でいいが、 さらに施策 を充実すべ きだ	違う方向で 検討すべ きだ	あまりこの 取り組みに 意義を感じ ない	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	12	18	2	1	3	2	38
旭区	5	4	0	0	1	1	11
泉区	5	4	0	0	0	0	9
磯子区	9	7	1	0	4	1	22
神奈川区	13	16	0	1	3	3	36
金沢区	11	7	0	2	2	0	22
港南区	9	15	2	1	1	1	29
港北区	5	8	0	1	5	0	19
栄区	18	13	2	1	3	4	41
瀬谷区	11	11	1	2	1	1	27
都筑区	8	4	1	3	2	1	19
鶴見区	2	9	1	2	1	0	15
戸塚区	6	5	2	1	1	0	15
中区	5	3	0	0	0	1	9
西区	3	3	2	1	0	0	9
保土ヶ谷区	4	4	3	3	1	3	18
緑区	9	8	3	2	1	2	25
南区	0	5	0	0	0	2	7
総計	135	144	20	21	29	22	371
構成比(%)	36.4%	38.8%	5.4%	5.7%	7.8%	5.9%	100.0%

問7（素案9ページ）「3 小規模多機能型居宅介護サービスの充実」について、どうお考えになりますか。（○はひとつ）

- ①このとおり推進してもらいたい 34.2%
- ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ 43.1%
- ③違う方向で検討すべきだ 5.1%
- ④あまりこの取り組みに意義を感じない 5.4%
- ⑤よくわからない 7.3%

77.3%

区情報	このとおり 推進しても らいたい	方向はこれ でいいが、 さらに施策 を充実すべ きだ	違う方向で 検討すべ きだ	あまりこの 取り組みに 意義を感じ ない	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	10	18	2	5	2	1	38
旭区	3	6	0	1	1	0	11
泉区	4	3	0	1	1	0	9
磯子区	9	6	0	1	4	2	22
神奈川区	11	18	1	2	3	1	36
金沢区	12	8	1	1	0	0	22
港南区	8	18	1	1	0	1	29
港北区	9	5	0	1	4	0	19
栄区	18	16	1	0	2	4	41
瀬谷区	12	10	3	0	1	1	27
都筑区	8	4	0	4	2	1	19
鶴見区	2	10	2	0	1	0	15
戸塚区	4	10	1	0	0	0	15
中区	4	4	0	0	0	1	9
西区	3	4	1	1	0	0	9
保土ヶ谷区	3	6	1	1	3	4	18
緑区	6	9	5	1	2	2	25
南区	1	5	0	0	1	0	7
総計	127	160	19	20	27	18	371
構成比(%)	34.2%	43.1%	5.1%	5.4%	7.3%	4.9%	100.0%

問8 (素案9ページ)「4 医療的ケアの必要な高齢者への支援」について、どうお考えになりますか。
(〇はひとつ)

- | | | |
|-------------------------|-------|-------|
| ①このとおり推進してもらいたい | 34.8% | 79.0% |
| ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ | 44.2% | |
| ③違う方向で検討すべきだ | 3.8% | |
| ④あまりこの取り組みに意義を感じない | 3.5% | |
| ⑤よくわからない | 4.6% | |

区情報	このとおり 推進しても らいたい	方向はこれ でいいが、 さらに施策 を充実すべ きだ	違う方向で 検討すべ きだ	あまりこの 取り組みに 意義を感じ ない	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	12	16	1	4	1	4	38
旭区	5	5	0	0	1	0	11
泉区	5	4	0	0	0	0	9
磯子区	9	7	0	1	4	1	22
神奈川区	9	20	2	2	1	2	36
金沢区	9	10	0	2	0	1	22
港南区	9	17	1	0	0	2	29
港北区	8	6	1	0	2	2	19
栄区	21	11	1	0	3	5	41
瀬谷区	9	14	2	0	0	2	27
都筑区	5	7	0	2	3	2	19
鶴見区	2	11	2	0	0	0	15
戸塚区	5	6	1	0	0	3	15
中区	5	3	0	0	0	1	9
西区	2	5	1	1	0	0	9
保土ヶ谷区	5	5	2	1	0	5	18
緑区	9	11	0	0	2	3	25
南区	0	6	0	0	0	1	7
総計	129	164	14	13	17	34	371
構成比(%)	34.8%	44.2%	3.8%	3.5%	4.6%	9.2%	100.0%

問9（素案9ページ）「5 認知症対策の充実及び高齢者虐待防止の取り組み」について、どうお考えになりますか。（〇はひとつ）

- ①このとおり推進してもらいたい 33.7%
- ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ 42.6%
- ③違う方向で検討すべきだ 4.9%
- ④あまりこの取り組みに意義を感じない 3.0%
- ⑤よくわからない 7.0%

76.3%

区情報	このとおり 推進しても らいたい	方向はこれ でいいが、 さらに施策 を充実すべ きだ	違う方向で 検討すべ きだ	あまりこの 取り組みに 意義を感じ ない	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	9	20	2	2	2	3	38
旭区	5	4	1	0	1	0	11
泉区	3	4	0	0	2	0	9
磯子区	7	10	1	0	3	1	22
神奈川区	11	15	2	2	3	3	36
金沢区	11	7	1	2	0	1	22
港南区	11	17	0	0	0	1	29
港北区	11	2	0	1	3	2	19
栄区	16	12	1	0	7	5	41
瀬谷区	11	12	2	0	0	2	27
都筑区	5	7	0	2	3	2	19
鶴見区	2	10	2	0	0	1	15
戸塚区	4	8	0	0	0	3	15
中区	6	2	0	0	0	1	9
西区	2	4	1	1	1	0	9
保土ヶ谷区	4	6	3	0	0	5	18
緑区	5	13	2	1	1	3	25
南区	2	5	0	0	0	0	7
総計	125	158	18	11	26	33	371
構成比(%)	33.7%	42.6%	4.9%	3.0%	7.0%	8.9%	100.0%

問 10 (素案 10 ページ)「1 施設の整備」について、どうお考えになりますか。(○はひとつ)

- ①このとおり推進してもらいたい 23.2%
- ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ 41.8%
- ③違う方向で検討すべきだ 18.1%
- ④あまりこの取り組みに意義を感じない 1.9%
- ⑤よくわからない 5.4%

65.0%

区情報	このとおり 推進しても らいたい	特別養護老 人ホームな どの施設を もっと整備 すべきだ	施設の整備 より在宅サ ービスを充 実させるべ きだ	当面は施設 整備をしな くてよい	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	8	11	10	3	2	4	38
旭区	5	2	2	1	1	0	11
泉区	1	6	1	0	1	0	9
磯子区	4	10	4	0	2	2	22
神奈川区	8	11	11	1	1	4	36
金沢区	4	13	3	0	1	1	22
港南区	7	14	7	0	0	1	29
港北区	5	8	0	0	2	4	19
栄区	10	16	7	0	3	5	41
瀬谷区	10	13	1	0	1	2	27
都筑区	5	5	3	1	3	2	19
鶴見区	3	10	2	0	0	0	15
戸塚区	4	6	2	0	0	3	15
中区	1	4	3	0	0	1	9
西区	3	2	2	1	1	0	9
保土ヶ谷区	3	6	4	0	0	5	18
緑区	4	14	4	0	1	2	25
南区	1	4	1	0	1	0	7
総計	86	155	67	7	20	36	371
構成比(%)	23.2%	41.8%	18.1%	1.9%	5.4%	9.7%	100.0%

問 11 (素案 10 ページ)「2 高齢者の多様な住まい」について、どうお考えになりますか。
(○はひとつ)

- | | | |
|-------------------------|-------|-------|
| ①このとおり推進してもらいたい | 31.3% | 73.3% |
| ②方向はこれでいいが、さらに施策を充実すべきだ | 42.0% | |
| ③違う方向で検討すべきだ | 6.7% | |
| ④あまりこの取り組みに意義を感じない | 3.2% | |
| ⑤よくわからない | 7.0% | |

区情報	このとおり 推進しても らいたい	方向はこれ でいいが、 さらに施策 を充実すべ きだ	違う方向で 検討すべ きだ	あまりこの 取り組みに 意義を感じ ない	よくわから ない	無回答	総計
青葉区	8	18	4	3	3	2	38
旭区	7	1	1	1	1	0	11
泉区	2	5	0	0	2	0	9
磯子区	8	8	2	0	3	1	22
神奈川区	8	20	4	1	0	3	36
金沢区	11	6	1	1	2	1	22
港南区	8	16	1	0	2	2	29
港北区	8	6	0	0	2	3	19
栄区	15	14	2	2	3	5	41
瀬谷区	10	12	0	1	1	3	27
都筑区	3	9	1	1	3	2	19
鶴見区	3	10	2	0	0	0	15
戸塚区	5	6	0	1	0	3	15
中区	4	4	0	0	0	1	9
西区	3	2	2	1	0	1	9
保土ヶ谷区	5	6	2	0	0	5	18
緑区	7	10	2	0	3	3	25
南区	1	3	1	0	1	1	7
総計	116	156	25	12	26	36	371
構成比(%)	31.3%	42.0%	6.7%	3.2%	7.0%	9.7%	100.0%

問 12（素案 12 ページ）介護保険料の額は、介護保険サービスを充実させるほど高く、逆に保険料を抑えればサービスの水準が下がるという関係にあります。このことからみて「3 第 5 期計画の保険料の見込み」について、どうお考えになりますか。（○はひとつ）

- ①保険料は、この程度の額で適当だと思う 6.7%
- ②要介護認定者の増加に伴いサービスの充実が求められるから、この程度の保険料を負担するのはやむをえない 12.1%
- ③必要となる保険料を負担するのはやむをえないが、様々な工夫をして保険料が上がるのを抑えるよう努力して欲しい 49.1%
- ④介護予防や健康づくりを推進し、介護が必要になる人が増えることを抑えるなど、将来保険料が上がるのをできるだけ抑えて欲しい 19.4%
- ⑤よくわからない 2.7%

67.9%

区情報	保険料は、この程度の額で適当だと思う	要介護認定者の増加に伴いサービスの充実が求められるから、この程度の保険料を負担するのはやむをえない	必要となる保険料を負担するのはやむをえないが、様々な工夫をして保険料が上がるのを抑えるよう努力して欲しい	介護予防や健康づくりを推進し、介護が必要になる人が増えることを抑えるなど、将来保険料が上がるのをできるだけ抑えて欲しい	よくわからない	無回答	総計
青葉区	1	4	20	8	1	4	38
旭区	1	1	5	4	0	0	11
泉区	3	2	3	0	0	1	9
磯子区	0	1	15	3	2	1	22
神奈川区	2	7	19	5	0	3	36
金沢区	2	4	13	2	0	1	22
港南区	1	5	13	5	0	5	29
港北区	1	0	7	6	1	4	19
栄区	4	6	17	8	1	5	41
瀬谷区	2	3	14	6	0	2	27
都筑区	0	2	8	5	3	1	19
鶴見区	2	0	7	4	0	2	15
戸塚区	1	4	7	2	0	1	15
中区	2	0	7	0	0	0	9
西区	0	0	5	1	0	3	9
保土ヶ谷区	1	3	6	5	1	2	18
緑区	2	1	13	7	1	1	25
南区	0	2	3	1	0	1	7
総計	25	45	182	72	10	37	371
構成比(%)	6.7%	12.1%	49.1%	19.4%	2.7%	10.0%	100.0%

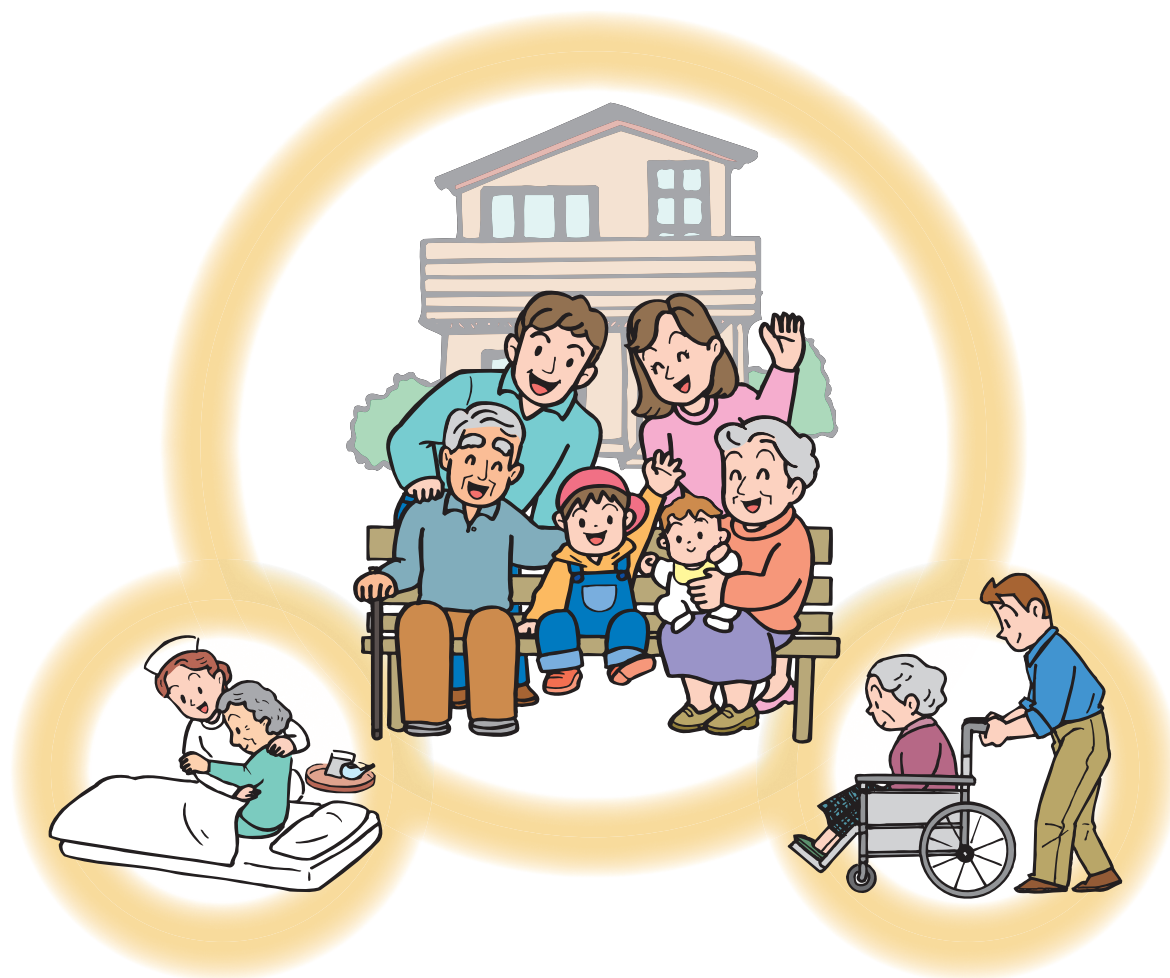
皆さまのご意見を お聞かせください

第 5 期

横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(計画期間：平成 24 年度～26 年度)

素 案



平成 23 年 11 月

横 浜 市

「第5期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」素案によりパブリックコメントを実施しています。
 皆さまのご意見・ご提案をお寄せください。

横浜市では、現在、介護保険事業をはじめとする、高齢者保健福祉施策の目標等を定めた「第5期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に取り組んでいます。

この冊子は、第5期計画について理解を深めていただくために「素案」として作成したものです。

この素案をお読みになって、ご意見やご提案などがありましたら、裏表紙のはがきにご記入の上、お送りくださいますようお願いいたします。

いただきましたご意見等は、今後の計画策定や高齢者関連の施策に活かしてまいります。

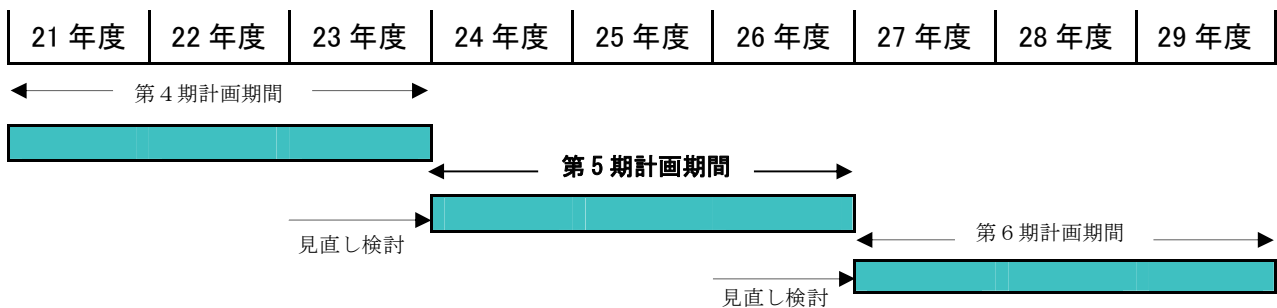
※ ご意見等は、平成24年1月23日（月）までにお寄せください。

計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。

この計画は、高齢者保健福祉計画（老人福祉法）と介護保険事業計画（介護保険法）を一体的に策定するもので、介護保険制度施行後の計画としては、第5期目となります。

計画の期間は、平成24年度（2012年）から26年度（2014年）までの3年間です。



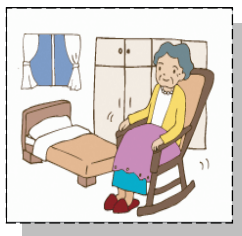
目次

この計画がめざすこと…………… 1	第3章 主な取り組み…………… 6~10
第1章 横浜市の高齢者の状況…………… 2~3	1 いきいきと活動的に暮らせるために…………… 6~7
第2章 第5期計画の課題と基本目標…………… 4~5	2 地域包括ケアの実現のために…………… 8~9
	3 自分に合った施設・住まいが選べるために…………… 10
	第4章 介護サービス量等の見込み…………… 11~12

この計画がめざすこと (将来の姿)

様々なサービスを切れ目なく利用できる街の実現 ～ 地域包括ケアシステムで みんな安心 ～

高齢者一人ひとりが、
どのような心身の状態
であっても、尊厳を保ち、
その人らしく自立した
生活を送っています。



介護が必要になっても、
医療を含めた様々なサービス
を利用しながら、
24時間、365日、
安心して快適な生活を
送れる環境づくりが
進んでいます。



身近なところに相
談窓口があり、自分に
合った必要なサービ
スや支援 (生活支援、
見守り) を受けていま
す。



健康は自らつくるも
の。健やかで充実した生
涯を送れるように、健康
づくり、介護予防に取り
組んでいます。



今までの知識や
経験を活かして、生
きがいを持った生
活を送っています。

社会の担い手として、地域
の中で互いに助け合い、支え合
っています。

第1章 横浜市の高齢者の状況

1 横浜市の高齢者人口

横浜市の高齢者（65歳以上）人口は、平成23年には74万人、高齢化率20.0%となっています。今後も高齢化は進行し、26年には、83.9万人（22.5%）、団塊の世代が75歳以上となる37年には100万人（26.8%）に達するものと見込まれています。

各年10月1日現在

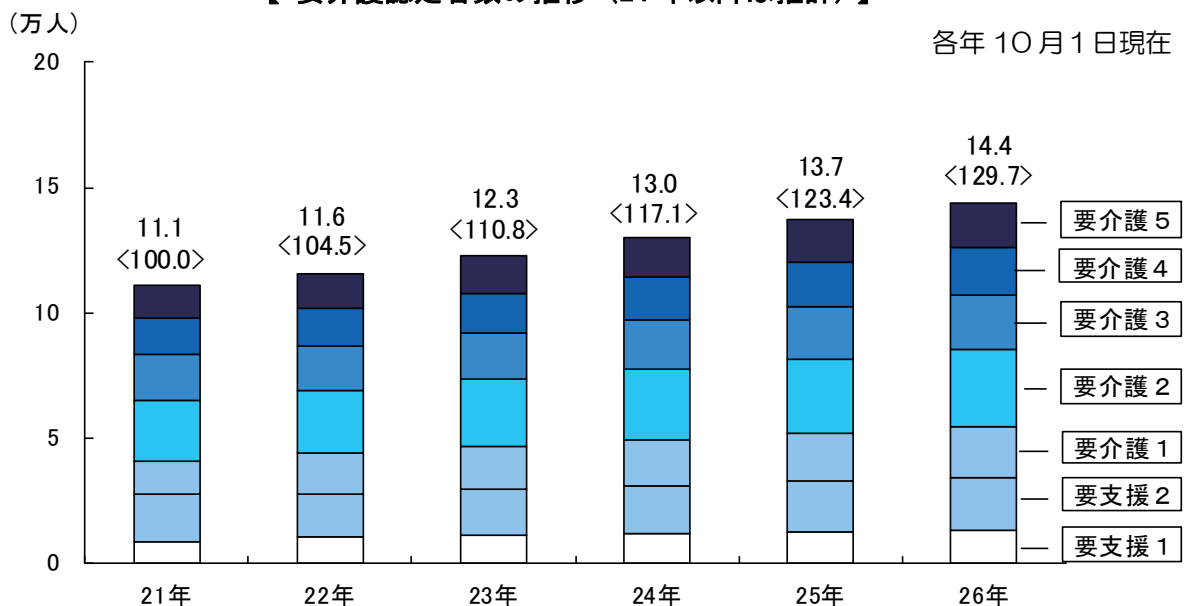
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	37年
総人口	369.3万人	370.3万人	370.5万人	371.8万人	372.8万人	373.7万人	373.6万人
高齢者人口 (65歳以上) <指数>	71.1万人 <100.0>	72.8万人 <102.4>	74.0万人 <104.1>	77.3万人 <108.7>	80.7万人 <113.5>	83.9万人 <118.0>	100.0万人 <140.6>
高齢化率	19.3%	19.7%	20.0%	20.8%	21.6%	22.5%	26.8%

- 横浜市住民基本台帳、外国人登録者数、横浜市の将来推計人口の伸び率に基づく
- < >内の数字は、平成21年を100とした指数

2 要介護認定者数

高齢化に伴い、要介護認定者数も増え続けており、認定者率（65歳高齢者人口に対する認定者数の割合）も上昇が見込まれ、認定者の伸びは高齢者数の伸びを上回っています。

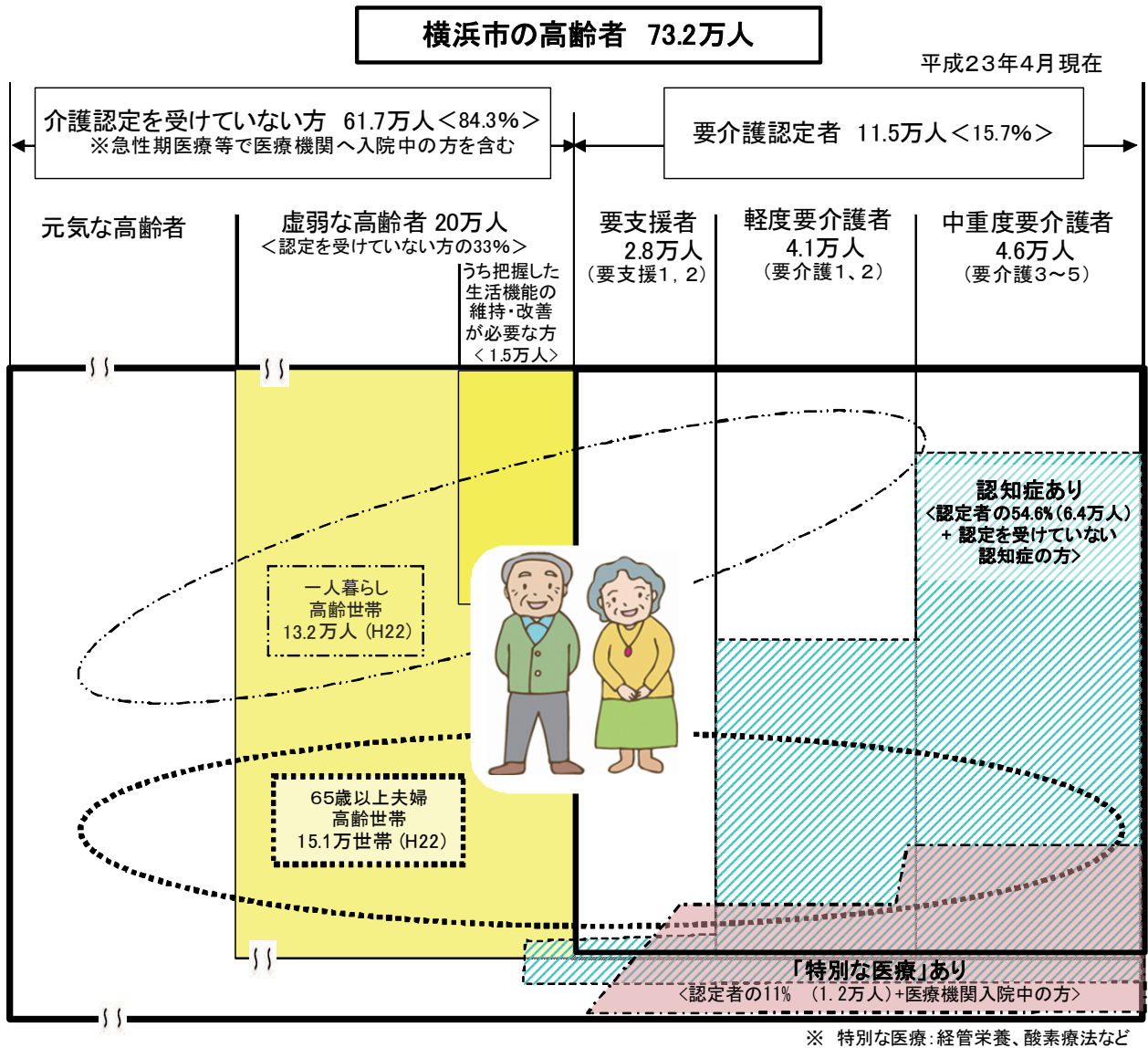
【 要介護認定者数の推移（24年以降は推計） 】



認定者率	15.7%	16.0%	16.6%	16.8%	16.9%	17.1%
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

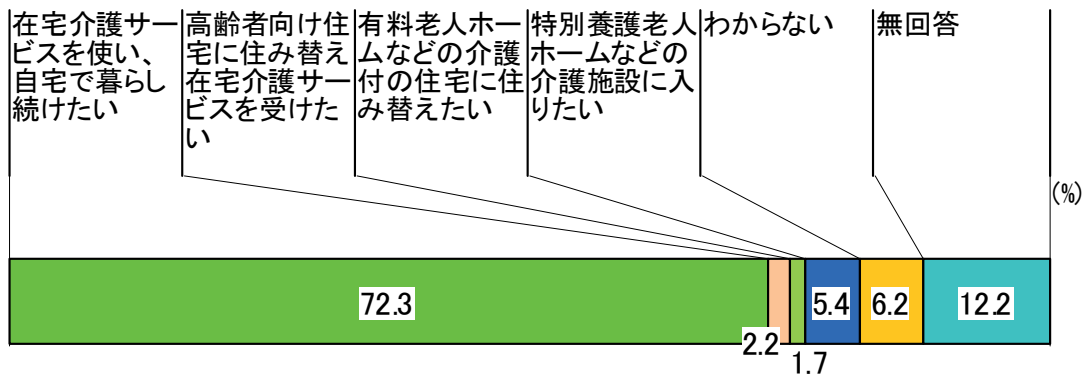
- < >内の数字は、21年を100とした指数

3 高齢者の現状



【介護サービス利用と住まいの考え方】

在宅サービスを利用している要介護者の7割（72.3%）が、「在宅介護サービスを使い、自宅で暮らし続けたい」と答えています。



第2章 第5期計画の課題と基本目標

現行の第4期計画の取り組みを通して見えてきた課題、及びこれを踏まえた第5期計画の目標は次のとおりです。

第4期計画（期間：平成21年度～平成23年度）

振り返り

○健康づくり・介護予防の推進

- ・介護予防は、一般高齢者と生活機能の改善が必要な高齢者を区別する実施方法に課題が残りました。
- ・介護支援ボランティアポイント事業を開始しました。

○在宅サービスの推進

- ・小規模多機能型居宅介護事業所数は、一定程度進捗しました。
- ・夜間対応型訪問介護は、利用者が少数にとどまっています。
- ・ネットワークづくり等、地域包括支援センターの機能の充実が十分強化できませんでした。
- ・医療的ケアを必要とする在宅高齢者への対応が十分ではありません。

○施設整備の推進

- ・特別養護老人ホームの整備は計画どおり達成しました。今後の整備にあたり、入所状況の分析が必要になっています。
- ・認知症高齢者グループホーム等の整備推進を図りました。
- ・低料金、医療ニーズに対応する横浜型特定施設の整備に取り組みました。

課題

○健康づくり・介護予防の推進

- ・高齢者の能力を活かした、健康づくりから介護予防まで、一貫性・連続性のある支援
- ・趣味・仲間づくり等の取り組みの充実

○在宅生活の支援

- ・地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築による、高齢者等を支える仕組みづくり
- ・小規模多機能型居宅介護など、在宅の高齢者を支える取り組み
- ・医療と介護の連携を強化し、医療的ケアの必要の高い要介護高齢者の在宅生活を支えるための取り組み
- ・認知症になっても安心して暮らせるような認知症対策の推進

○施設整備の推進

- ・特養・老健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設(有料老人ホーム等)の整備水準の考え方
- ・医療的ケアの必要の高い要介護高齢者を施設で支える取り組み
- ・安心して暮らせる高齢者の住まいのあり方

基本目標

高齢者が地域で引き続き自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

施策の基本的な方向性

1 いきいきと活動的に暮らせるために

- ・元気なうちから健康づくり（介護予防）に取り組めるよう支援します。
- ・高齢者が自ら担い手として地域活動に参加できるよう介護支援ボランティアポイント事業を推進します。
- ・地域での支え合い体制を推進します。

2 地域包括ケアの実現のために

- ・地域包括支援センターの機能を充実し、地域の連携づくりを推進します。
- ・24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を展開します。
- ・小規模多機能型居宅介護サービスを充実します。
- ・医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を図ります。
- ・認知症対策を充実します。

3 自分に合った施設・住まいが選べるために

- ・一人ひとりの状況に応じた施設・住まいなどの環境づくりを推進します。
- ・介護事業所を併設した住まいづくりなどに取り組みます。

施策推進の視点

安心の介護を提供するために

- ・サービスの質の確保・向上
- ・低所得者への配慮
- ・介護人材の安定供給、定着促進

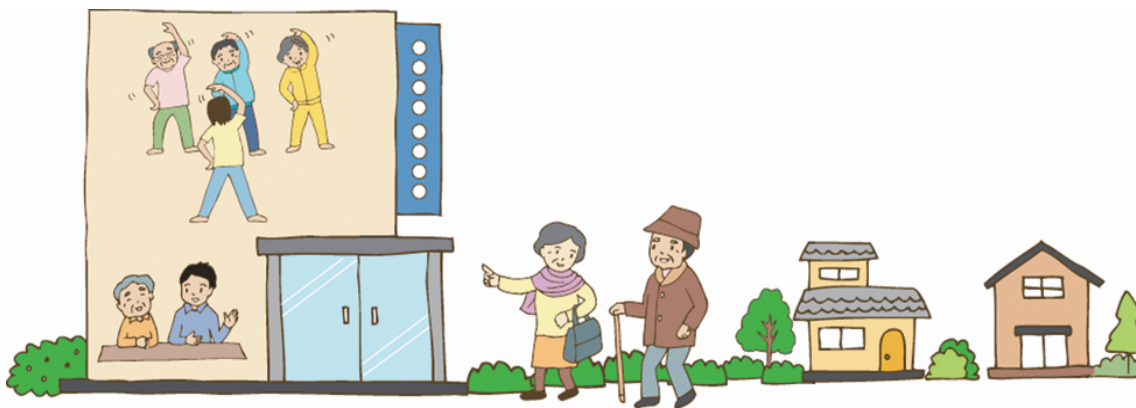
第3章 主な取り組み

第5期計画における横浜市の主な取り組みについてご紹介します。

1 いきいきと活動的に暮らせるために

1 介護予防の新たな展開

- 元気で活動的な生活を続けることができるよう、これまで培われてきた地域の資源を活かしながら、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業として幅広い高齢者を対象に実施します。
- 一般高齢者と生活機能の維持・改善が必要な高齢者の区別をなくし、身近な「場」での介護予防事業を展開します。
- 地域で主体的、継続的な活動ができるよう支援します。



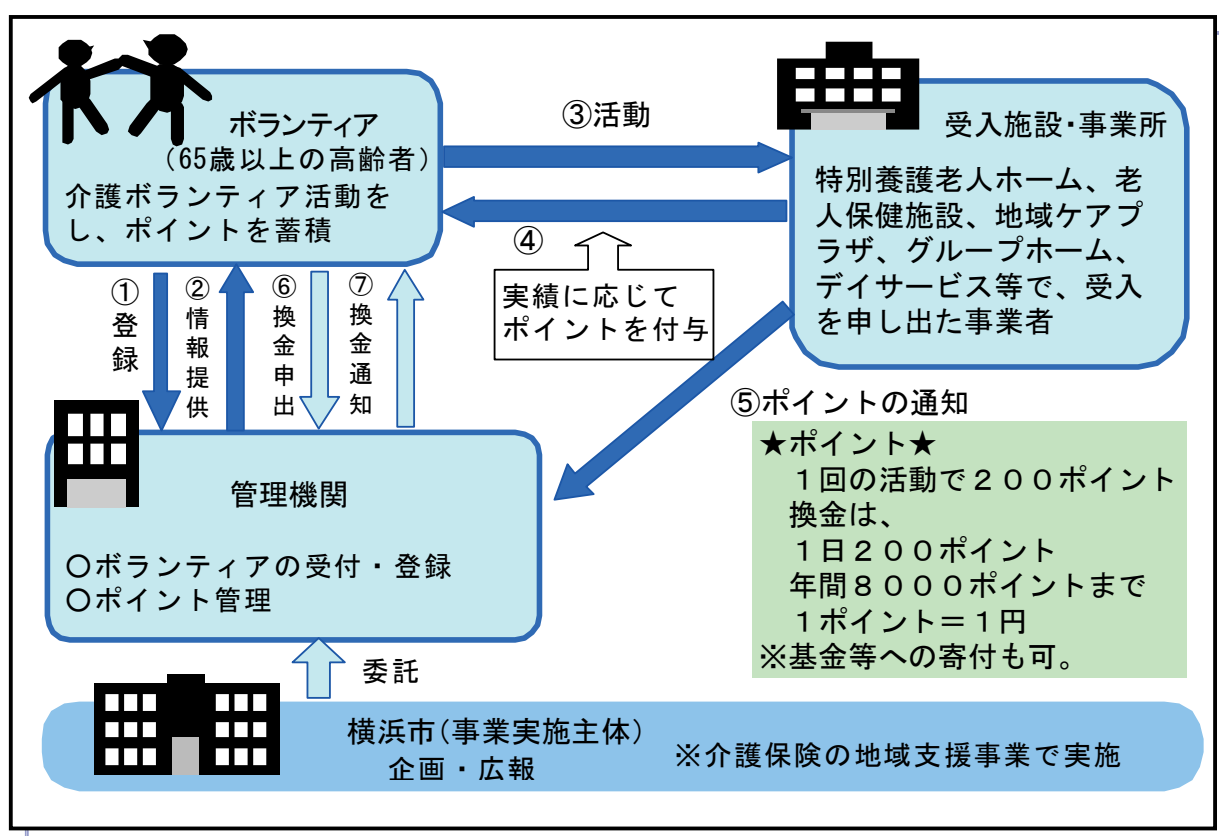
2 健康づくりの推進

- 高齢者も楽しみながら健康を維持し、地域の高齢者・障害者等を支える活動にも幅広く参加できる仕組みづくりを進めるため、「100万人の健康づくり戦略」の推進に取り組みます。

3 社会参加の促進

- 介護支援ボランティアポイント事業の推進
 高齢者の持つ知識や経験、人とのつながりなどを活かす仕組みづくり、社会参加に向けたきっかけづくりとして、引き続き事業を推進します。
- 介護予防や、社会貢献活動への動機づけの一つとして、介護支援ボランティアポイント事業の拡大を検討します。

【介護支援ボランティアポイント制度の概要】



4 地域での支え合い体制の推進

- 地域福祉保健計画に基づき、地域での支え合い体制を推進します。
- 一人暮らし世帯や高齢夫婦のみ世帯の増加を踏まえ、地域での見守り活動を支援し、推進していきます。

2 地域包括ケアの実現のために

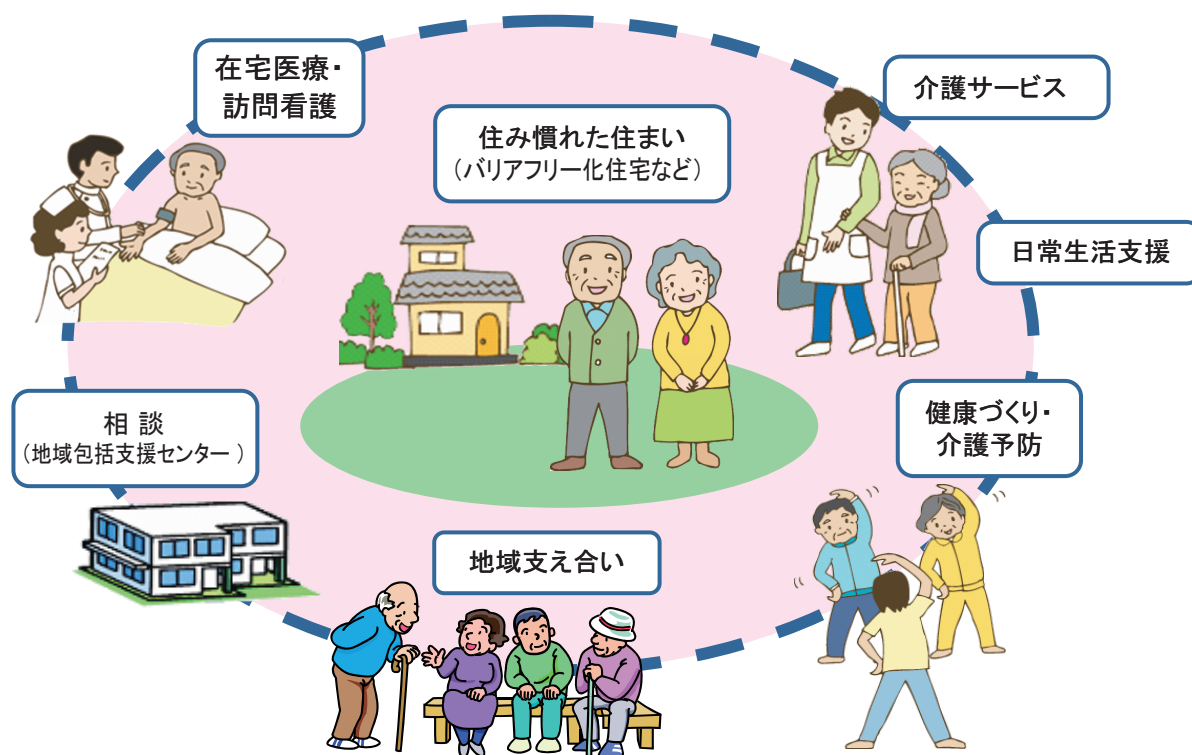
1 地域包括支援センター機能の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護保険やその他のサービスを上手に利用するための様々な支援を行う「地域包括支援センター」を、地域ケアプラザなどに設置しています。

地域包括支援センターには、専門的なスタッフを配置し、様々な相談や介護予防プランの作成などに応じます。

- 地域包括支援センターの機能の充実を図り、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供できるよう（地域包括ケアの実現）、地域における保健・医療・福祉など関係機関との連携づくりを推進します。

【 地域包括ケアのイメージ 】



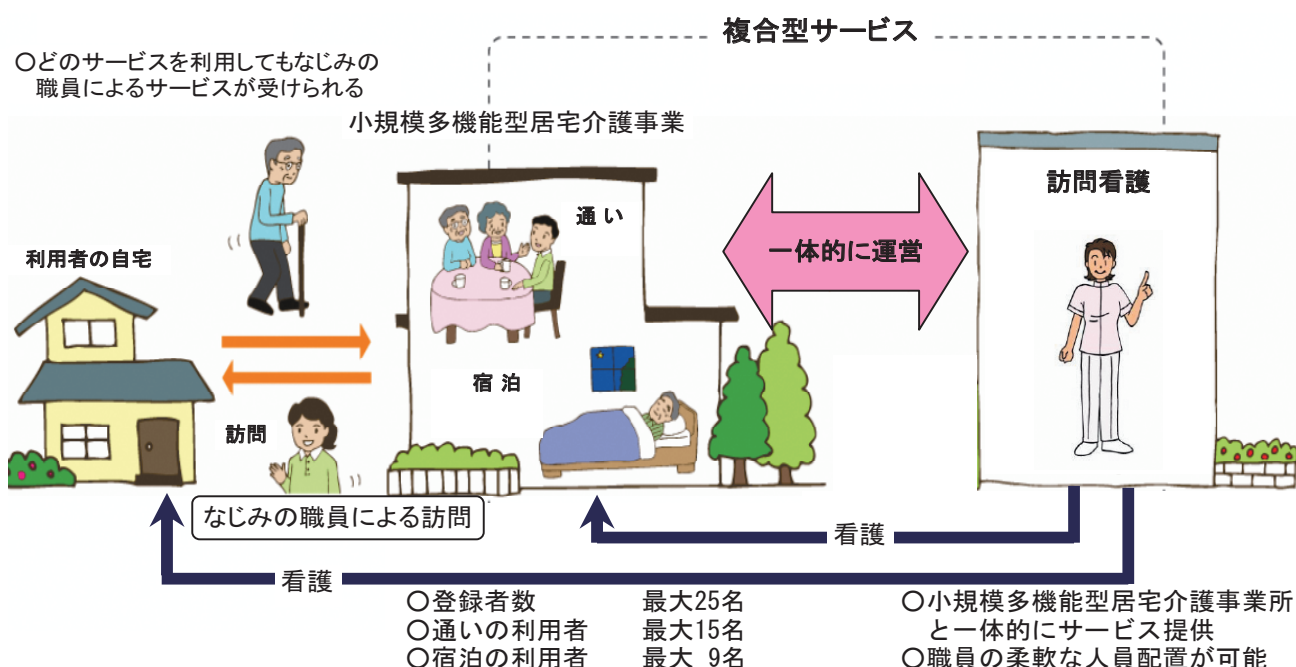
2 24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」の展開

- 地域で安心した24時間サービスの提供を目指し、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を展開します。

3 小規模多機能型居宅介護サービスの充実

- 介護力が弱い世帯や従来のサービスでは対応が困難な高齢者に対し、「通い」、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせて提供することで、在宅生活を支援します。
- 平成 26 年度までに、概ね日常生活圏域に 1 か所で提供できるよう整備します（全市で 150 か所）。
- 小規模多機能型介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスの整備に取り組みます。

【 小規模多機能型居宅介護サービスと複合型サービスの利用イメージ 】



4 医療的ケアの必要な高齢者への支援

- 末期がんや脳卒中の後遺症などの医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、要介護高齢者や家族を支援します。
- 療養通所介護及び医療対応ができる緊急ショートステイの充実を図ります。
- 医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を図ります。

5 認知症対策の充実及び高齢者虐待防止の取り組み

- 認知症に関する正しい理解を深め支援者を増やすため、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターを養成します。
- 医療機関等による認知症の早期発見、早期対応の体制づくりを進めます。
- 高齢者に対する虐待を未然に防止するとともに、緊急時に一時的な保護が行えるよう支援体制を整備します。

3 自分に合った施設・住まいが選べるために

1 施設の整備

- 様々なサービスを利用しても在宅生活の継続が困難な高齢者のため、特別養護老人ホームなど、高齢者の施設を整備します。
- 特別養護老人ホーム
特別養護老人ホームについては、入所の必要性・緊急性の高い申込者が概ね1年以内に入所できる整備水準を維持し、年間300床(24～29年度)を整備します。
また、地域偏在への対応や医療的ケア対応の推進を図ります。
- その他の施設
施設入所ニーズに対応するため、特別養護老人ホームのほか、認知症高齢者グループホーム、特定施設(有料老人ホーム等)を整備します。介護老人保健施設の新たな整備は行いません。
特定施設については、低料金、医療ニーズに対応する横浜型特定施設の誘導(24～29年度)を引き続き行います。

(単位：床)

【特別養護老人ホーム】		23年度	第5期計画期間			第6期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特別養護老人ホーム	年度末整備数	13,597	13,997	14,207	14,507	14,807	15,107	15,407
	増床数	390	400	210	300	300	300	300

・特別養護老人ホームには、小規模特別養護老人ホームを含みます。

【その他の施設】

(単位：床)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護老人保健施設	9,565	9,565	9,565	9,565	9,565	9,565	9,565
介護療養型医療施設	621	621	621	621	621	621	621
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	4,824	4,968	5,094	5,220	第6期計画策定時に改めて決定		
特定施設(有料老人ホーム)	10,601	11,030	11,459	11,888	12,317	12,746	13,175

・年度末整備数

2 高齢者の多様な住まい

- 高齢者が安心して生活できる住環境を整備するため、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進するとともに、新たなサービス付き高齢者向け住宅などの供給支援に取り組めます。
- 介護サービスなどのケアが必要になっても、住み続けられる住まいの供給を目指して、集合住宅への診療所、介護サービスなどの拠点機能の誘致に取り組めます。

第4章 介護サービス量等の見込み

第5期計画期間の介護サービス見込量等については、第4期計画期間における要介護認定者数や利用者数の伸び、サービスの利用実績や、施設・在宅サービスの施策の方向性等を踏まえて推計しています。

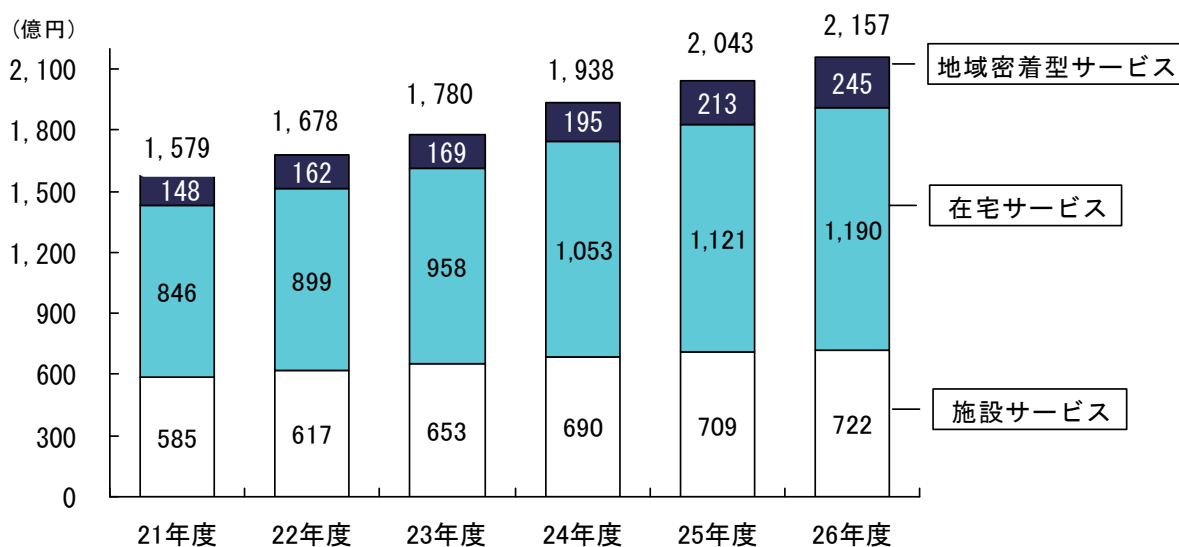
1 主な在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの見込量

(単位:人/月)

				第5期計画期間			
	サービスの種類	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
在宅	訪問介護(ホームヘルプ)	35,400	36,200	38,400	40,800	43,300	45,700
	訪問看護	8,900	9,400	10,000	10,700	11,400	12,200
	通所介護(デイサービス)	25,000	26,500	28,100	29,900	31,700	33,500
	通所リハビリテーション	7,700	7,900	8,400	8,900	9,500	10,100
	福祉用具貸与	26,300	28,600	30,500	32,500	34,600	36,800
	短期入所(ショートステイ)	5,200	5,600	5,900	6,400	6,800	7,200
	特定施設(有料老人ホーム等)	4,500	4,900	5,200	5,600	5,900	6,200
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問看護				160	620	960
	小規模多機能型居宅介護	540	730	890	1,600	2,000	2,400
	認知症高齢者グループホーム	4,000	4,200	4,300	4,500	4,700	4,800
施設	特別養護老人ホーム	10,000	10,900	11,800	12,200	12,600	12,800
	介護老人保健施設	7,200	7,500	7,600	7,800	8,000	8,200
	介護療養型医療施設	1,000	900	900	900	900	900

- ・在宅サービスは月平均の人数、施設サービスは月当たり平均利用者数を示しています。
- ・21、22年度は実績、23年度以後は見込量となっています。

2 介護保険給付費総額



- ・その他の経費として、補足給付、高額介護サービス費等があります。
- ・21、22年度は実績、23年度以後は見込量に基づく給付費総額となっています。
- ・22年度の利用者一人あたり給付費(月額)は、150千円です。25年度は、159千円となる見込みです。

3 第5期計画の保険料の見込み

(1) 保険料基準月額

第5期（平成 24～26 年度）の介護保険給付費見込み等から保険料を推計すると、高齢者数の伸びを上回るサービス利用者数の増加や、利用者一人あたり給付費の増加などにより保険料が上昇する見込みです。

第4期(平成21～23年度)
保険料基準月額
4,500円



第5期(平成24～26年度)
保険料基準月額（見込み）
5,200円程度

※ 最終的に保険料は、①介護報酬の改定の影響、②介護保険給付費準備基金の取り崩し等を踏まえて算定します。

【 第4期、第5期の高齢者数、保険料等比較 】

	第4期 (平成22年10月)	第5期 (平成25年10月)
65歳以上高齢者数	726,619人	808,000人 (11.2%)
要介護認定者数	115,934人	136,900人 (18.1%)
サービス利用者数	94,756人	108,900人 (14.9%)
施設・グループホーム等計	29,346人	33,000人 (12.5%)
施設サービス	19,501人	21,600人 (10.8%)
認知症高齢者グループホーム、 特定施設	9,845人	11,400人 (15.8%)
在宅サービス	65,410人	76,000人 (16.2%)
3か年給付費（地域支援事業費含む）	5,752億円	6,600億円 (14.7%)
保険料（基準月額）	4,500円	5,200円 (15.6%)

- 65歳以上高齢者数は10月1日、要介護認定者数は9月30日現在。サービス利用者は9月提供分。
- 第5期の（ ）は、第4期からの伸び率を示しています。

(2) 保険料段階の見直し

より所得に配慮した設定とするため、現行の11段階を増やす方向で検討します。

4 所得の低い方への負担軽減

保険料及び利用料の負担軽減は、引き続き実施します。

計画への市民意見の反映

- 横浜市介護保険運営協議会等

計画は、横浜市介護保険運営協議会の検討をもとに横浜市が策定していきます。各区での区民説明会、インターネット等により広く市民の皆様の意見をうかがいながら計画を策定していきます。

- 高齢者実態調査

計画策定の基礎資料とするため、22年度に一般高齢者や介護保険サービス利用者、介護保険事業者等を対象とする高齢者実態調査（アンケート調査）を実施しました。この結果は、横浜市ホームページ上でも公開されています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/jourei/jigyokeikaku/23jittaityousa/>

キリトリ線

郵便はがき

2 3 1 8 7 9 0

0 1 7

料金受取人払郵便

横浜港支店
承認
6295

差出有効期間
平成24年
3月31日まで
(郵便切手不要)

<受取人>
横浜市中区港町1-1
横浜市健康福祉局
高齢健康福祉課 計画担当行

〒

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____ 性別 _____

年代 a. 20歳未満 b. 20～39歳
 c. 40～59歳 d. 60～69歳
 e. 70～79歳 f. 80歳以上

※ご意見等は、平成24年1月23日（月）までにお寄せください。

※いただきましたご意見等は、今後の計画策定や高齢者関連の施策にいかしてまいります。個々に回答はいたしません。後日とりまとめたものを介護保険運営協議会等へ報告します。同協議会の資料は公表され、横浜市ホームページや市民情報センター（市庁舎1階）で閲覧できます。

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

Tel : 045-671-3412

Fax : 045-681-7789

E-mail : kf-keikaku@city.yokohama.jp

平成23年11月発行

横浜市社会福祉審議会資料
平成 24 年 2 月 10 日
健康福祉局障害企画課

障害福祉計画（第 3 期）の策定にかかる横浜市障害者プラン（第 2 期）の改定について

1 趣旨

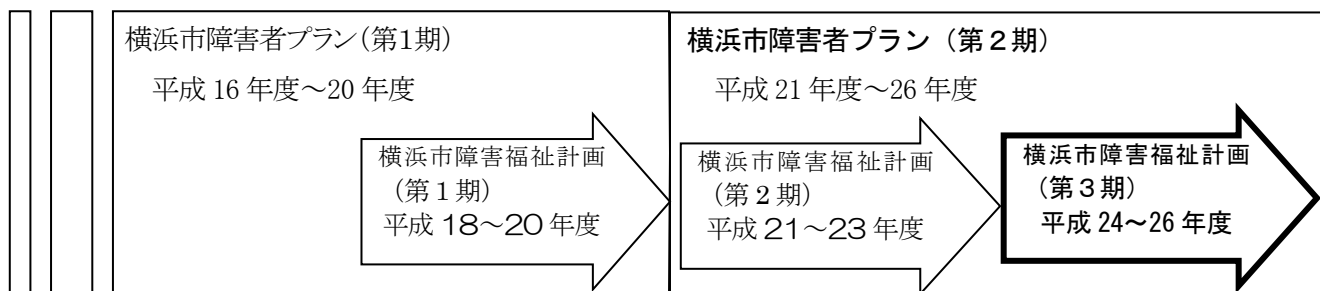
「横浜市障害者プラン（第 2 期）」は平成 21 年度から 26 年度までの 6 年間を計画期間としています。「横浜市障害者プラン（第 2 期）」第 4 章に盛り込まれている「横浜市障害福祉計画（第 2 期）」の計画期間が 21 年度から 23 年度までの 3 か年となっているため、このたび、新たに平成 24 年度から 26 年度までの「横浜市障害福祉計画（第 3 期）」を策定し、それに伴い本計画を含む「横浜市障害者プラン」を一部改定します。

※横浜市障害者プラン：障害者基本法により、市町村は、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（＝市町村障害者計画）の策定が義務付けられています。横浜市では「横浜市障害者プラン」を、市の障害者計画と位置づけています。

※横浜市障害福祉計画：障害者自立支援法により、市町村は障害福祉サービスの数値目標等を中心とした計画（＝市町村障害福祉計画）の策定が義務づけられています。

横浜市では「横浜市障害福祉計画」を「横浜市障害者プラン」の中に取り込み、一体的に作成しています。

<参考> 横浜市障害者プランと横浜市障害福祉計画との関係



2 障害福祉計画の内容

障害福祉計画とは全国の地方自治体が障害者自立支援法に基づくサービスについて、同一の項目・単位で目標数値やサービスの見込み量を設定するもので、2つの観点から策定します。

（1）平成 26 年度の数値目標

- ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- イ 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ウ 福祉施設からの一般就労への移行等

- (2) 各年度における指定障害福祉サービス等、必要な見込み量及びその確保のための方策
障害者自立支援法に規定された指定障害福祉サービス等について、事業ごとに平成24年度から26年度までの事業量見込みを計画します。

3 これまでの経過と今後のスケジュール

平成23年6月	第1回障害者施策検討部会	} プラン（第2期）前半期の振り返り、 障害福祉計画（第3期）（案）検討
8月	第2回障害者施策検討部会	
9月	第1回障害者施策推進協議会	
11月	第3回障害者施策検討部会	
12月	障害者団体等への説明	
平成24年1月	市民意見募集（募集期間 5日～25日）	

障害者団体や市民の皆様からいただいたご意見をもとに、今後、障害者施策推進協議会や障害者施策検討部会等で検討しています。

平成24年2月	第4回障害者施策検討部会	プラン（第2期）改定案	検討
3月	第2回障害者施策推進協議会	プラン（第2期）改定案	検討
		プラン（第2期）改定版	策定完了

横浜市障害福祉計画（素案）

横浜市障害福祉計画

1 基本的理念等

(1) 法令の根拠

この計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づいて策定するものです。

〔障害者自立支援法第88条第1項〕
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 趣旨及び目的

この計画は、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人もその人らしく充実した生活をするができるよう、市民・企業・行政など社会全体による取組を推進し、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会を構築することを目的に策定するものです。

横浜市では、これまで平成18年度から20年度までの3年間を計画期間とする第1期障害福祉計画、平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とする第2期障害福祉計画を策定し、「横浜市障害者プラン」とともにその推進を図ってきました。今回は、これまでの計画目標の達成状況や課題を踏まえて平成24年度から26年度までの3年間を計画期間とする第3期の障害福祉計画を策定します。

(3) 特色

今回同時に策定する「横浜市障害者プラン（第2期）」を基本として、障害者自立支援法に基づいた数値目標を設定することにより、障害者・家族、支援者、行政が障害福祉のあるべき姿についての基本的な考え方を共有したうえで、その趣旨を計画の数値目標、サービス見込み量等の内容に反映しました。

(4) 策定の手法

障害福祉計画における計画数値については、これまでの給付実績の状況やニーズ把握調査などによる各サービスの利用意向などを踏まえて、必要なサービス提供量を確保する観点から、設定します。また、各市町村を通じた広域的な見地から、神奈川県との総合調整に基づいて目標設定することとされています。

2 平成26年度の数値目標の設定

・現在、国の基本指針(案)に基づき、県下で目標数値の考え方について調整を行っているため、今後、目標値が変更となる可能性があります。

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行、退院可能な精神障害者の地域生活への移行、及び福祉施設の利用者の一般就労への移行等について平成26年度における数値目標を設定し、着実な取組を進めていきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への移行を推進することとし、平成26年度末における地域生活に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

〔数値目標〕

平成26年度末までに366人（平成17年10月1日現在の施設入所者数の約23%）が地域生活に移行することをめざします。

一方、平成17年度以降に新規入所施設が5か所開設された事等を考慮し、平成26年度末の施設入所者数としては、32人（約2%）の減少を見込みます。

項目	数値	備考
平成17年10月1日の入所者数 (A)	1,605	身体障害者療護施設、身体障害者授産施設 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設
平成26年度末の入所者数 (B)	1,573	施設入所支援(元身体障害者更生施設除く)
【目標値】 入所者減少見込み	32	差し引き減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	366	(A)のうち、平成26年度末までに地域生活に移行する人の目標数（第3期目標）

【考え方】

国の基本指針（*）では、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとされているとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが望ましいとされています。

本市においては、地域生活への移行を366人（約23%）と見込むとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があることなどから、平成26年度末における施設入所者数は32人（2%）の減少を見込むこととします。

* 国の基本指針

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
（平成18年6月26日 厚生労働省告示第395号）
（平成21年1月8日 厚生労働省告示第2号により改正）

【これまでの取組状況】

本市においては、これまで「横浜市障害者プラン（第1期）」における重点施策として、地域生活移行システムの構築を図りました。その結果、福祉施設からの地域生活への移行を支援するためのプログラムを開発し、市内の全障害者支援施設で自活訓練事業を活用した取組が実施できるよう、対象施設の拡充を進めてきました。

障害者支援施設は、地域生活支援型施設と位置づけ、現在入所している障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域における生活環境のより一層の充実を図るとともに、施設においても地域生活を想定した生活環境を用意し、実用的な自立に向けての支援に取り組んできました。

【目標達成に向けた方策 ～今後の取組～】

第3期においては、地域への移行後の生活を総合的に支援し、安心して生活することができるための体制づくりを一層推進していきます。特に、安心できる住まいの確保、自立生活アシスタントの拡充などにより、高齢化により心身機能の低下した障害者や重度の障害者でも安心して暮らし続けることのできる支援体制について検討を進めます。

また、特に県外施設に入所している方の地域生活移行については、一人ひとりの生活基盤を把握したうえで、必要な支援を行っていきます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

受入条件が整えば退院可能な精神障害者について、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への移行を推進することとし、平成26年度における地域生活に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

〔数値目標〕

平成26年度中に精神科病院に入院中の精神障害者で、受入条件が整えば退院して地域生活に移行できる人の数を平成22年度実績の2.3倍（30人）にすることをめざします。

項目	数値	備考
平成22年度の年間地域移行者数	13人	平成22年度において、退院促進事業等を利用し、地域に移行した人数
【目標値】 平成26年度の年間地域移行者数	30人	平成26年度において、地域移行・地域定着支援事業等を利用し、地域に移行する人の数

【考え方】

国の基本指針では、入院中の精神障害者の地域生活移行に係る数値目標の設定は、都道府県障害福祉計画における記載事項とされ、市町村障害福祉計画では数値目標の設定は求められていません。

しかし、入院中の精神障害者の地域生活移行は重要な課題であることから、本市においては平成22年度に退院促進事業等を利用し、地域に移行した人数の約2倍（30人）を独自に目標設定することとします。

なお、今後も神奈川県内の地域移行の数値を参考にしながら、必要に応じて見直しを検討していきます。

（参考：国の基本指針（都道府県障害福祉計画））

「精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、退院のさらなる促進に係る要素をより具体化、精緻化した着眼点を設定する」とあり、1年未満入院者の平均退院率と5年以上かつ65歳以上の退院者数を設定の考え方を示しています。

【これまでの取組状況】

本市においては、平成19年度から退院促進支援事業（平成23年度より地域移行・地域定着支援事業）を全市対象として事業展開してきました。この事業の活用や、障害者自立生活アシスタント事業との連動などにより、地域移行及び地域定着を支援するとともに、医療機関や関係機関への普及啓発や連携を図ることなどにより退院可能な精神障害者の地域生活への移行を進めてきました。

【目標達成に向けた方策 ～今後の取組～】

第3期においても、地域生活への移行後の生活を総合的に支援し、安心して生活することができるための体制づくりを推進していきます。特に、日常生活を支援する拠点施設としての精神障害者生活支援センターが計画期間内に全区整備が完了する予定ですので、そこでの相談支援機能や生活支援機能の充実、地域移行・地域定着支援事業や自立生活アシスタント事業の拡充を通じて、精神障害者の地域生活への移行をさらに進めていきます。

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを活用して、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

〔数値目標〕

- ア 平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の数を、平成17年度実績（42人）の4.7倍（200人）にすることをめざします。
- イ 平成26年度末における福祉施設利用者のうち、592人（5.9%）の人が就労移行支援事業を利用することをめざします。
- ウ 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち8.4%が就労継続支援（A型）事業を利用することをめざします。

項目	数値	備考
平成20年度の年間一般就労者数	78人	平成20年度において福祉施設を退所し、一般就労（*）した人の数
平成21年度の年間一般就労者数	78人	平成21年度において福祉施設を退所し、一般就労（*）した人の数
平成22年度の年間一般就労者数	133人	平成22年度において福祉施設を退所し、一般就労（*）した人の数
【目標値（ア）】	200人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労（*）する人の数

〔対象施設〕

- 平成17年度実績の対象とした福祉施設（入所施設及び通所施設）
 - ・身体障害者 更生施設、療護施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設
 - ・知的障害者 更生施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設
 - ・精神障害者 生活訓練施設、授産施設、小規模通所授産施設
- 平成18年度以降の数値目標の対象とする福祉施設
 - ・上記の施設
 - ・障害者自立支援法に基づく生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の事業を行う事業所

* 一般就労

一般就労とは、企業等に就職すること（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者を除く）及び在宅就労することを言います。

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	10,066人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値(イ)】 平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	592人 (5.9%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者(A)	188人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者	2,045人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者(B)	2,233人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値(ウ)】	8.4%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

【考え方】

国の基本指針では、平成26年度中に(ア)福祉施設から一般就労に移行する人の数値目標について、平成17年度における数の4倍以上とすることが望ましいとされています。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末において(イ)福祉施設の利用者のうち2割以上の人々が就労移行支援事業を利用すること、及び(ウ)就労継続支援事業の利用者のうち就労継続支援(A型)事業の利用者が3割を目指すこととされています。

本市における

(ア)については、国の基本指針で示された目標値を目指します。

(イ)については、430人(平成23年度実績)から37%(162人)の増加を見込み592人とします。

(ウ)については、123人(平成23年度実績)から53%(65人)の増加を見込み188人とし、これまでどおり一層の拡充をすすめていきます。

ただし、重度重複障害(児)者デイサービス事業の廃止、地域活動支援センター等からの法定事業移行等に伴う就労移行支援事業や就労継続支援(A型)事業の利用者以外の福祉施設利用者の大幅な増加が見込まれるため、国の基本指針にある数値目標を達成することは厳しい状況にあります。

【これまでの取組状況】

本市においては、平成20年度までに市内に8か所の就労支援センター（うち1か所は精神障害者就労支援センター）を整備し、障害種別にかかわらず一般就労への移行を支援する取組を進めてきました。

また、平成18年度から新たに始まった就労支援を強化するための各事業についても、平成22年度末において、市内に就労移行支援事業所27か所、利用者408人、就労継続支援（A型）事業所8か所、利用者121人と事業所数、利用者数ともに拡大をしていますが、生活介護や就労継続支援（B型）の利用ニーズが高く、これら地域ニーズに応じた事業所数の拡大が顕著となっております。このため、国の基本指針で示された就労系事業の数値目標を達成するのが難しい状況となっております。

【目標達成に向けた方策 ～今後の取組～】

第3期においても、引き続き就労支援センターによる一般就労への移行の取組や就労移行支援事業の拡充等を進めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や学校など関係機関の連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、国及び神奈川県等の計画等に基づき、工賃アップに取り組んできましたが、第3期においても、国及び神奈川県との連携を強化し、引き続き、工賃アップに取り組んでまいります。

3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

障害福祉計画では、平成26年度までの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（以下「サービス見込量」といいます。）及びそれらの実施に関する考え方を定めます。

サービス見込量は、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の各年度における一月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- 「時間分」 月間のサービス提供時間
- 「人日分」 「月間の利用人員」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量（例えば、10人が月に平均して22日利用できるサービス量は220人日分となります）
- 「人分」 月間の利用人数（実人数）

本市においては、第1期計画を策定した平成18年度以降、着実なサービス量の確保に取り組んできました。第3期の障害福祉計画策定にあたっては、今後3年間のサービス見込量とあわせて、第2期の取組結果（表中「第2期における給付実績」欄）として各年度の10月にサービス提供された実績数値をお示しします。

ア 訪問系サービス

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	137,915 時間分	142,852 時間分	152,369 時間分
	5,147 人分	5,455 人分	5,531 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	169,718 時間分	180,817 時間分	192,643 時間分
	6,454 人分	6,886 人分	7,347 人分

- 3障害に対応した身近な地域におけるサービス提供を保障する観点から必要なサービス見込み量を設定
- 同行援護は平成23年10月から開始

イ 日中活動系サービス

【生活介護】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	76,745 人日分	84,176 人日分	92,881 人日分
	4,206 人分	4,836 人分	5,274 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	108,603 人日分	117,291 人日分	126,674 人日分
	6,041 人分	6,524 人分	7,046 人分

- 日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定

【自立訓練（機能訓練）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	756 人日分	621 人日分	626 人日分
	39 人分	33 人分	40 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	630 人日分	630 人日分	630 人日分
	40 人分	40 人分	40 人分

- 日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定

【自立訓練（生活訓練）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	2,060 人日分	1,976 人日分	1,745 人日分
	97 人分	111 人分	99 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	2,893 人日分	2,893 人日分	2,893 人日分
	155 人分	155 人分	155 人分

- 入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において家族等と暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【就労移行支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	6,051 人日分	6,634 人日分	7,331 人日分
	334 人分	408 人分	430 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	8,064 人日分	9,121 人日分	10,093 人日分
	473 人分	535 人分	592 人分

- 福祉施設から一般就労への移行をめざす人や特別支援学校卒業者、退院可能な精神障害者の退院時のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【就労継続支援（A型）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	1,715 人日分	2,172 人日分	2,445 人日分
	84 人分	104 人分	123 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	2,811 人日分	3,240 人日分	3,737 人日分
	141 人分	163 人分	188 人分

- 福祉施設における就労継続支援を強化する観点からサービス見込量を設定

【就労継続支援（B型）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	19,615 人日分	20,969 人日分	25,584 人日分
	1,026 人分	1,188 人分	1,417 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	28,910 人日分	32,662 人日分	36,923 人日分
	1,601 人分	1,809 人分	2,045 人分

○ 福祉施設における就労継続支援を強化する観点からサービス見込量を設定

【療養介護】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	15 人分	15 人分	15 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	193 人分	197 人分	204 人分

○ 重症心身障害児施設入所者及び進行性筋萎縮症者療養給付事業利用者のニーズを踏まえて必要なサービス見込量を設定

【短期入所】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	4,147 人日分	5,669 人日分	5,890 人日分
	705 人分	804 人分	903 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	6,442 人日分	8,098 人日分	8,650 人日分
	1,006 人分	1,113 人分	1,224 人分

- サービス未利用者の潜在的なニーズも考慮しつつ、必要なサービス見込量を設定

ウ 居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	2,402 人分	2,648 人分	2,809 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	3,000 人分	3,200 人分	3,400 人分

- 入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において家族等と暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【施設入所支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	1,313 人分	1,454 人分	1,665 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	1,645 人分	1,645 人分	1,645 人分

- 施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標などを踏まえつつ、施設入所支援が真に必要な人のニーズを考慮して、必要なサービス見込量を設定

エ 相談支援

【計画相談支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	0 人分	0 人分	0 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	333 人分	667 人分	1,000 人分

- 施設入所支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護及び重度障害者等包括支援の利用者以外で、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数を勘案して見込量を設定

【地域移行支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	0 人分	0 人分	0 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	60 人分	70 人分	70 人分

- H22年度の地域移行・地域定着支援事業利用者数から設定。

【地域定着支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における 給付実績	0人分	0人分	0人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	200人分	240人分	280人分

- H22年度の精神障害の自立生活アシスタント（全11か所）登録者数から設定。
H26年度までで18か所の事業所整備完了予定。

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	169,718 時間分	180,817 時間分	192,643 時間分
	6,454 人分	6,886 人分	7,347 人分
生活介護	108,603 人日分	117,291 人日分	126,674 人日分
	6,041 人分	6,524 人分	7,046 人分
自立訓練（機能訓練）	630 人日分	630 人日分	630 人日分
	40 人分	40 人分	40 人分
自立訓練（生活訓練）	2,893 人日分	2,893 人日分	2,893 人日分
	155 人分	155 人分	155 人分
就労移行支援	8,064 人日分	9,121 人日分	10,093 人日分
	473 人分	535 人分	592 人分
就労継続支援（A型）	2,811 人日分	3,240 人日分	3,737 人日分
	141 人分	163 人分	188 人分
就労継続支援（B型）	28,910 人日分	32,662 人日分	36,923 人日分
	1,601 人分	1,809 人分	2,045 人分
療養介護	193 人分	197 人分	204 人分
短期入所	6,442 人日分	8,098 人日分	8,650 人日分
	1,006 人分	1,113 人分	1,224 人分
共同生活援助、共同生活介護	3,000 人分	3,200 人分	3,400 人分
施設入所支援	1,645 人分	1,645 人分	1,645 人分
計画相談支援	333 人分	667 人分	1,000 人分
地域移行支援	60 人分	70 人分	70 人分
地域定着支援	200 人分	240 人分	280 人分

(2) 指定福祉サービス及び地域相談支援の見込量の確保のための方策

【需要の増加に伴う事業者（供給）の増加】

本市における各サービスの利用者数や利用量は増え続けており、今後も増加傾向は続くことが予測されます。また、市内における障害福祉サービス事業者数も増加傾向にあります。この結果を障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に反映させています。

さらに、広く情報提供を行うことなどにより多様な事業者の参入を促進するとともに、利用者が自分にあった事業者を選択することによりサービスの水準も向上していく、といった好ましい循環が生まれるよう、神奈川県と連携して各サービスの確保を進めていきます。

【事業者の移行計画に基づく計画的なサービス提供体制の確保】

本市における既存の法定施設は平成20年度までに障害者自立支援法に基づく新体系のサービスへの移行を完了しました。今後は、障害者地域作業所などが移行計画に沿って円滑な新体系サービスへの移行を進めることができるよう、神奈川県と連携して適切な助言・支援等を行っていきます。

4 横浜市が実施する地域生活支援事業に関する事項

(1) 横浜市が実施する地域生活支援事業に関する考え方

ア 「横浜市障害者プラン（第2期）」の理念の具体化

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、第1期に引き続き、障害のある人もない人も地域で安心して生活を送ることができる社会を実現するため、障害児・者とその家族の地域生活を支援します。その実現のために次の6つの視点を設定し、重点施策と将来にわたるあんしん施策の実施により必要な施策の展開を図ります。

〔施策展開のための視点〕

- 障害者の人権の尊重と保障
- 障害者自身が解決する力の向上
- 生涯を通じて一貫した支援体制の整備
- 地域生活を継続するための施策の展開
- 当事者・地域・行政の協働
- 将来にわたるあんしんのための施策展開

イ 施策推進の方向

本市が実施する地域生活支援事業については、「横浜市障害者プラン」でめざす社会の実現を図るため、障害福祉サービスと同様に、具体的な数値目標を設定し、障害児・者の地域での生活を支えるために必要なサービス量を計画的に確保し、様々な課題を抱える障害児・者とその家族を支えます。

ウ 神奈川県の実地生活支援事業との役割分担

本市の実地する地域生活支援事業は、障害児・者の地域生活についての一般的な支援を行うこととし、神奈川県の実地する専門的・広域的な支援や人材育成などの事業との役割分担により、相互に事業効果を高めることができるよう、調整しながら進めます。

なお、障害者自立支援法による各事業については、原則として大都市特例の適用はありませんが、従来から本市が実施してきた事業のうち、事業の継続性などから、引き続き本市において実施したほうが適切であると考えられる事業については、神奈川県から事業の実地の委託を受けることなどにより円滑な実施を図ります。

(2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

ア 相談支援

【相談支援機関】

障害種別に関わらずすべての障害を対象に相談支援を行う地域活動ホームのほか、精神障害者生活支援センターや障害者支援施設などにおいて、専門的な相談支援を実施します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	55 か所	56 か所	57 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	60 か所	60 か所	61 か所

【地域自立支援協議会】

障害者に関わる様々な支援機関相互の連携強化、地域における支援体制やサービス作りを進めるため、各区にひとつの地域自立支援協議会を設置します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	16 か所	17 か所	18 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	18 か所	18 か所	18 か所

【発達障害者支援センター運営事業】

自閉症などの発達障害がある人への専門的な支援を行うため、発達障害児・者のライフステージを通じて一貫した支援体制の整備を図り、福祉・保健・医療・教育・労働・民間支援団体などと連携して発達障害児・者及びその家族を支援します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	1 か所	1 か所	1 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	1 か所	1 か所	1 か所

イ 地域活動支援センター

地域において安心して日々の生活が送れるよう、日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定します。なお、作業所型の見込量については、障害者地域作業所等からの移行や障害福祉サービス事業所への移行を見込んだ設定となっています。

【作業所型（登録者数）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	163 か所	179 か所	178 か所
	3,352 人	3,790 人	3,860 人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	220 か所	236 か所	247 か所
	4,518 人	4,788 人	4,983 人

ウ 移動支援（移動介護・日常必要外出）

単独では外出が困難な障害者の外出時に、適切なサービス利用ができるよう、利用者のニーズを踏まえ、必要なサービス量を確保します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	45,299 時間分	50,338 時間分	34,544 時間分
	3,324 人分	3,634 人分	3,400 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	42,799 時間分	46,878 時間分	51,346 時間分
	3,500 人分	3,829 人分	4,189 人分

エ コミュニケーション支援

安心して日々の生活を送れるよう、日常生活上必要な方に手話通訳者又は筆記通訳者を派遣します。また、入院時のコミュニケーションも支援します。

【手話通訳者派遣】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	6,410 件	6,872 件	7,215 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	7,575 件	7,955 件	8,352 件

【筆記通訳者派遣】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	1,447 件	1,531 件	1,610 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	1,690 件	1,775 件	1,860 件

【重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	一件	16 件	32 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	35 件	40 件	45 件

オ 日中一時支援

一時的に障害者施設等を利用する障害児・者に見守りや介護など、必要な支援を提供します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	1,054 回分	1,095 回分	1,360 回分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	1,400 回分	1,467 回分	1,500 回分

カ 日常生活用具給付等

重度の身体障害のある方や知的障害のある方などに、日常生活に必要な器具等を給付又は貸与します。

【介護・訓練支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	216 件	235 件	193 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	355 件	536 件	809 件

【自立生活支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	574 件	675 件	618 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	763 件	862 件	974 件

【在宅療養等支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	483 件	631 件	631 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	681 件	735 件	794 件

【情報・意思疎通支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	558 件	714 件	667 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	800 件	896 件	1,004 件

【排泄管理支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	59,426 件	59,100 件	55,997 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	59,691 件	60,288 件	60,891 件

【居宅生活動作支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第2期における実績	85 件	83 件	83 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込み量	90 件	97 件	105 件

(3) 地域生活支援事業の見込量の確保のための方策

本市における各サービスの利用者数や利用量は増え続けています。今後も、広く情報提供を行うことなどにより多様な事業者の参入を促進するとともに、利用者が自分にあった事業者を選択することによりサービスの水準も向上していく、といった好ましい循環が生まれるよう、各サービスの確保を進めていきます。

平成 24 年 度

予 算 概 要

健 康 福 祉 局

健康福祉局予算案の考え方

少子高齢化は、本市においても急速に進展しており、**単身高齢者世帯の増加**や**地域のつながりの希薄化**という傾向が、年々深刻化しています。また、長引く景気の低迷を背景に、経済や雇用等において非常に厳しい情勢が続く中、**生活困窮者の急増**が大きな課題となっています。

そのような中で、平成23年3月11日、人々の記憶に深く刻み込まれた「東日本大震災」は、人々の生活に様々な影響を及ぼすとともに、災害などに対する**危機管理の重要性**を改めて認識する契機になりました。

こうしたことに加え、平成37年(2025年)には本市の65歳以上の高齢者人口が100万人を突破すると予測されています。将来に向けて、子どもから大人まで福祉・保健・医療の各分野における市民生活の安心・安全を確保するための施策について、具体的な「形」にしていくことが求められています。

平成24年度の健康福祉局予算は、中期4か年計画の3か年目として“成果”を確実に出せるよう、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来の安心」の実現に向け、「**地域福祉保健の推進**」「**高齢者保健福祉の推進**」「**障害者施策の推進**」「**生活基盤の安定と自立の支援**」「**地域医療体制の確保と充実**」「**健康で安全・安心な暮らしの支援**」の6つを柱に、「限られた財源」の中で、その**効果を最大限発揮するための予算**としています。

その中でも特に、

- 地域のつながりの構築による高齢者・障害者等への生活支援
- 生活困窮者の急増による生活保護費等の扶助費増大への対応
- 子どもから大人まで安心して受診できる医療環境の充実
- 食品の安全性や災害発生時の生活不安への対応

を健康福祉局の重要課題として掲げ、こうした課題に最優先に取り組めます。

主な取組としてまず、行政と市民の協働による「**地域における見守り・支援体制の構築**」や、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される「**地域包括ケアシステムの実現**」に取り組めます。計画初年度にあたる「**第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画**」や「**将来にわたるあんしん施策**」に掲げる事業を着実に推進し、将来の安心・安全を確かなものとしします。

次に、**生活困窮者の自立に向けた就労支援**や、必要な人に必要な給付が行われるよう、**不正受給防止対策**を含めた生活保護制度の適正運用に取り組めます。

また、地域における医療環境の充実として「**周産期・救急医療体制の充実**」等に取り組むとともに、子育て家庭への支援として「**小児医療費助成の拡大**」を実施します。

また、食品における放射性物質の新たな基準値に対応する検査機器の充実、健康相談窓口の継続設置をはじめとした**食品の安全管理体制**や**災害医療体制の拡充**など、新たな課題への対応も着実に進めます。

さらに6月には、本市と内閣府との共催で「**第7回食育推進全国大会**」を開催します。食育&復興支援フェスティバル横浜 ～伝えよう「食」の楽しさ、嬉しさ、喜びを～をテーマに本大会を大いに盛り上げ、横浜市から全国に向けて「元気」を発信していきます。

平成24年度 健康福祉局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	増△減	増減率	備 考
7 款					
健康福祉費	285,687,320	281,273,805	4,413,515	1.6	
1 項					
社会福祉費	40,107,241	40,355,122	△ 247,881	△ 0.6	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2 項					
障害者福祉費	76,789,672	71,423,157	5,366,515	7.5	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老人福祉費	10,045,504	10,226,465	△ 180,961	△ 1.8	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生活援護費	128,315,287	125,972,641	2,342,646	1.9	生活保護費、援護対策費
5 項					
健康福祉施設整備費	9,789,358	10,058,609	△ 269,251	△ 2.7	健康福祉施設整備費
6 項					
公衆衛生費	18,307,292	21,316,378	△ 3,009,086	△ 14.1	予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7 項					
環境衛生費	2,332,966	1,921,433	411,533	21.4	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17 款					
諸支出金	104,789,568	95,624,689	9,164,879	9.6	
1 項					
特別会計繰出金	104,789,568	95,624,689	9,164,879	9.6	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業、高速鉄道事業及び病院事業会計繰出金
一般会計計	390,476,888	376,898,494	13,578,394	3.6	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	359,535,112	336,632,050	22,903,062	6.8	
介護保険事業費会計	213,391,093	198,346,152	15,044,941	7.6	
後期高齢者医療事業費会計	63,060,771	54,500,550	8,560,221	15.7	
公害被害者救済事業費会計	41,504	39,925	1,579	4.0	
新墓園事業費会計	600,543	623,984	△ 23,441	△ 3.8	
特別会計計	636,629,023	590,142,661	46,486,362	7.9	

健康福祉局一般会計予算の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(43.7)	(43.4)
一般財源	170,830,687	163,561,742
合 計	(56.3)	(56.6)
	219,646,201	213,336,752
合 計	(100)	(100)
	390,476,888	376,898,494

() 内は構成比

目 次

I 地域福祉保健の推進	4
1 福祉人材確保事業	4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
2 地域福祉保健計画推進事業等	5 地域ケアプラザ整備・運営事業
3 権利擁護事業	
II 高齢者保健福祉の推進	8
・ 介護保険制度関連事業の概要	10 低所得者の利用者負担助成事業
6 介護保険事業	11 介護保険外サービス
7 地域支援事業（介護予防事業）	12 地域密着型サービス推進事業
8 地域支援事業（包括的支援事業）	13 特別養護老人ホーム整備事業
9 地域支援事業（任意事業）	14 高齢者の社会参加促進
III 障害者施策の推進	16
・ 障害福祉主要事業の概要	20 小規模通所施設補助事業
・ 将来にわたるあんしん施策	21 障害者施設整備事業等
15 障害者相談支援事業等	22 自殺対策事業
16 障害者居宅介護事業	23 精神科医療体制の充実
17 障害者移動支援事業	24 重度障害者医療費援助事業
18 障害者の地域生活支援事業	25 障害者就労支援事業
19 障害者グループホーム設置運営事業	
IV 生活基盤の安定と自立の支援	26
26 生活保護事業	29 後期高齢者医療事業
27 援護対策事業	30 国民健康保険事業
28 小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業	
V 地域医療体制の確保と充実	30
31 医療政策の推進	34 産科・周産期医療体制の充実
32 災害医療体制の充実	35 救急医療体制の充実
33 地域医療体制の確保	
VI 健康で安全・安心な暮らしの支援	34
36 予防接種事業	43 医療安全の推進
37 感染症・食中毒対策事業等	44 がん検診事業
38 新型インフルエンザ対策事業	45 健康づくりの推進
39 放射線対策推進事業	46 公害健康被害者等への支援
40 食の安全確保事業	47 斎場・墓地管理運営事業
41 快適な生活環境の確保事業	
42 動物の愛護及び保護管理事業	
・ 外郭団体関連予算案一覧	42

◇冊子中の表記の説明
【中期】「横浜市中期4か年計画」で「目標達成に向けた主な事業」として掲載されている事業です。

I 地域福祉保健の推進

1		福祉人材確保事業	事業内容 福祉人材不足解消のため、新たな従事者の確保や就業支援を行うとともに、事業所への定着支援策を展開します。
本年度		千円 217,108	<p>1 福祉人材の就業支援 11,852千円</p> <p>(1) ヘルパー増加作戦事業【中期】 訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程を受講し、市内福祉施設などに就職した方に対し、受講料を補助します。 対象人数：500人</p> <p>(2) 福祉人材のマッチング支援 福祉分野就業者の特性を考慮した求職・求人情報提供の支援を行うことで、就業者数の増加を図ります。 ア インターネット上で身近な福祉関連施設などの求人情報の提供 イ 就職フェアの開催</p> <p>(3) 介護の仕事のイメージアップ 介護の仕事に関する正しい理解を促進するため、中高生向けに啓発資料等を作成・活用し、イメージアップを図ります。</p> <p>(4) 将来の介護人材育成確保〈新規〉 市内の中学校・高校と連携し、職場体験や介護職員による講義を通じて、将来の介護人材の育成・確保を行います。</p>
前年度		586,688	
差引		△ 369,580	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	140,674	
	その他	—	
	市費	76,434	
2 福祉人材の緊急確保事業			
(1) 施設職員等キャリアアップ支援事業		5,600千円	
特別養護老人ホームを対象に、職員の研修参加費用等を助成します。			
(2) 介護人材就業セミナー等支援事業			
介護人材確保を目的とした就業セミナー等に対して補助を行い、職員の就業促進や定着を図ります。			
3 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業		140,674千円	
市内の介護施設・介護サービス事業所等に対し、介護資格取得を目指す方の新規雇用や養成機関での受講を委託することにより、介護事業所での雇用の創出を図り、介護人材の確保・定着を促進します。			
4 海外からの介護福祉人材就労支援事業		58,982千円	
経済連携協定に基づきインドネシア及びフィリピンから来日した介護福祉士候補者について、関係団体との連携により、施設での円滑な就労・研修から、国家資格取得につながるよう、受け入れ施設への助成や環境整備に努めます。			

2	地域福祉保健計画 推進事業等		事業内容 地域と関係機関、団体等と行政が協働して、地域づくりや見守り、支え合いの取組を進めます。 1 地域福祉保健計画推進事業【中期】 3,403千円 地域社会全体で福祉や保健などの生活課題に取り組み、支えあう仕組みづくりとして、市地域福祉保健計画を推進するとともに、区地域福祉保健計画の推進を支援します。 また、第3期市地域福祉保健計画（26年度から30年度）策定に向けた検討を行います。 2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業【中期】〈新規〉 31,842千円 ひとり暮らし高齢者について本市が保有する個人情報をも民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を効果的に把握できるよう支援し、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区福祉保健センターが連携して実施します。 3 地域の見守りネットワーク構築支援事業 16,239千円 高齢者の孤立死防止等のため、地域住民及び地域団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワークの構築を支援します。 4 地域福祉・交流拠点モデル事業 180,000千円 身近な地域での地域福祉活動を活発化し、高齢者、障害者、子育て世代等、幅広い市民の相互交流を促進するコミュニティサロン等の拠点を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用の一部を補助します。 工事費等補助 上限30,000千円 6か所 5 災害時要援護者支援事業 29,937千円 災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等に対し、地域の自主的な取組により安否確認等必要な支援ができる体制づくりを区と連携し推進します。 6 区福祉保健センター職員の人材育成 4,227千円 (1) 福祉保健センター人材育成指針に基づく研修や災害支援技術等のテーマ研修、アドバイザースタッフ派遣等を実施し、地域福祉保健推進を担う職員を育成します。 (2) 福祉保健分野の学生実習を受入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。
	本年度	千円 265,648	
	前年度	111,391	
	差引	154,257	
本年度の財源内訳	国	200,839	
	県	36,315	
	その他	3,201	
	市費	25,293	

3	権利擁護事業		事業内容 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。
本年度		千円 261,451	1 横浜生活あんしんセンター運営事業 185,617千円 権利擁護の相談や定期訪問・金銭管理サービス、法定後見受任等にかかる運営費を助成します。
前年度		222,889	2 成年後見制度利用支援事業 42,378千円 制度利用のための費用負担が困難な場合に、申立費用や後見人報酬等を助成します。
差引		38,562	3 成年後見制度利用促進事業 7,876千円 (1) 成年後見サポートネット 各区で専門職団体と専門機関による事例検討や情報交換を行い、適切な制度活用と連携を促進します。 (2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施 職員研修等を通じ権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。
本年度の財源内訳	国	115,858	4 市民後見人養成・活動支援事業 〈拡充〉 25,580千円 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、横浜生活あんしんセンターで後見活動を支援する体制を整備し、市民後見人の養成研修を開始します。
	県	8,906	
	1号保険料等	11,496	
	市費	125,191	

4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業		事業内容 「みんなが互いに理解し、互いに助け合う、人のやさしさにあふれたヨコハマ」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。
本年度		千円 68,857	1 福祉のまちづくり条例推進事業 8,616千円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例の改正 (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等
前年度		62,954	2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業 【中期】 22,731千円 (1) 駅舎エレベーター（1駅：2基） JR山手駅 (2) 多目的トイレ（1か所） JR山手駅
差引		5,903	3 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 〈新規〉 37,510千円 ノンステップバス導入のための補助 34台
本年度の財源内訳	国	—	
	県	10,703	
	その他	52	
	市費	58,102	

5	地域ケアプラザ 整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉保健の拠点として、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。
本年度	千円 3,059,473		1 整備事業 304,068千円 建設等5か所（前年度6か所） （1）継続建設等 2か所 しゅん工 2か所（累計130か所） 〔笹野台、たまプラーザ〕 （2）設計等 3か所 〔馬場、日限山、二俣川〕（仮称）
前年度	3,549,919		
差引	△ 490,446		
本年度の財源内訳	国	—	2 運営事業 2,755,405千円 （1）運営 130か所 ア 既設 128か所 イ 新規開所 2か所 〔笹野台、たまプラーザ〕 （2）施設機能 ア 地域活動交流支援 イ 地域包括支援センター （予算は11ページ8の1に計上） ウ 福祉保健サービス（デイサービス等） （3）地域福祉コーディネーター養成研修
	県	—	
	その他	350,227	
	市債	177,000	
	市費	2,532,246	

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。
(P.11の8参照)

[建設等5か所]

	所在区	名称	事業内容等
継続建設	1 旭区	笹野台	24年11月しゅん工予定、25年1月開所予定
	2 青葉区	たまプラーザ	24年12月しゅん工予定、25年2月開所予定
設計等	3 鶴見区	馬場（仮称）	実施設計等
	4 港南区	日限山（仮称）	基本設計等
	5 旭区	二俣川（仮称）	再開発ビル内の床取得による整備 床取得費（25年度～26年度）に係る債務負担行為の設定

II 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

1 介護保険給付（9ページ：6番）202,023,370千円

在宅(居宅)サービス 103,595,114千円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援

地域密着型サービス

19,235,363千円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **〈新規〉**
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)
- ・複合型サービス **〈新規〉**

予防給付 <要支援者対象>
(再掲) 9,323,529千円

施設サービス(介護保険3施設)

67,281,104千円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 11,911,789千円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護サービス費
- ・審査支払手数料

2 地域支援事業（10～11ページ）4,661,738千円

介護予防事業 403,592千円 (10ページ：7番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・介護予防推進事業
- ・訪問指導事業
(訪問型介護予防事業)
- ・介護支援ボランティアポイント事業

包括的支援事業 3,202,374千円 (11ページ：8番)

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

任意事業 1,055,772千円 (11ページ：9番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・民間活力による高齢者見守り推進事業
- ・訪問指導事業
- ・在宅重度要介護者家庭援護金給付事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費

3 その他事務費 6,705,985千円

- ・保険運営費
- ・要介護認定等事務費
- ・職員人件費 等

4 介護保険外サービス（13ページ：11番）1,316,931千円

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- ・認知症高齢者対策事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ・療養通所介護促進事業
- ・高齢者の住まい・生活支援事業 等
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- ・在宅高齢者虐待防止事業
- ・医療対応促進助成事業
- ・中途障害者支援事業

5 低所得者の利用者負担助成事業（12ページ：10番）91,921千円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成【特別会計(再掲)】

介護保険事業費会計

一般会計

6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第5期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。	
			1 被保険者 (24年10月見込み) (1) 第1号被保険者 (65歳以上) 約77万人 (2) 第2号被保険者 (40～64歳) 約129万人	
本年度		千円 213,391,093	2 要介護認定 (24年10月見込み) 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約13万人	
前年度		198,346,152		
差引		15,044,941	3 保険給付 保険給付費 202,023,370千円	
本年度の財源内訳	国	43,365,665	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅介護サービス給付費 103,595,114千円 (2) 地域密着型サービス給付費 19,235,363千円 (3) 施設介護サービス給付費 67,281,104千円 (4) 高額介護サービス費等 11,911,789千円 	
	県	30,200,052		
	第1号保険料	47,158,680		
	第2号保険料	58,691,042		
	基金繰入金等	2,894,280		
	市費	31,081,374	4 介護保険料 (第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>5,000円 (24～26年度) (21～23年度4,500円) ・介護保険給付費準備基金(約49.5億円)の取崩し ・財政安定化基金の取崩し (2) 保険料減免 ア 低所得者減免 イ 住宅譲渡所得減免	
(3) 段階別保険料				
段階	割合	対象者	保険料年額(月額)	
第1段階	0.45	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者	27,000円(月2,250円)	
第2段階	0.45	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 27,000円(月2,250円)	
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) 36,000円(月3,000円)	
第4段階	0.65		(うち第2段階・第3段階を除く者) 39,000円(月3,250円)	
第5段階	0.95	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 57,000円(月4,750円)	
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者) 60,000円(月5,000円)	
第7段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額150万円未満の者) 66,000円(月5,500円)	
第8段階	1.25		(合計所得金額150万円以上250万円未満の者) 75,000円(月6,250円)	
第9段階	1.50		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者) 90,000円(月7,500円)	
第10段階	1.60		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者) 96,000円(月8,000円)	
第11段階	1.85		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者) 111,000円(月9,250円)	
第12段階	2.15		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者) 129,000円(月10,750円)	
第13段階	2.45		(合計所得金額1,000万円以上の者) 147,000円(月12,250円)	

7	地域支援事業 (介護予防事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者が身近な地域において、元気で活動的な生活ができるよう、すべての高齢者を対象に、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業として実施します。 また、地域において自主的な介護予防の活動が広がり、継続的に実施できるよう支援します。
	本年度	千円 403,592	
前年度	468,201		
差引	△ 64,609		
本年度の財源内訳	国	89,883	1 地域づくり型介護予防事業 115,944千円 (1) 介護予防普及啓発活動支援事業 高齢期の健康づくりや介護予防に関する知識の普及、地域の自主的な活動の支援を行います。 ア 介護予防普及啓発 (イベント・講演会等) (1,007回) イ 地域介護予防活動支援 (研修会、連絡会等) (343回) (2) 体力向上プログラム【中期】 (213コース) 高齢者自らが身体状況に応じた介護予防活動を実践するきっかけづくりとして、運動、口腔ケア、栄養改善等の具体的な取組を体験できるプログラムを提供します。 (3) 認知症予防プログラム (27コース) 認知機能を鍛える方法を習得し、自立した生活を維持できるよう認知症予防プログラムを提供します。 また、講演会を実施し認知症予防の普及啓発を図ります。 (4) 元気づくりステーション事業 (市内60グループ) 介護予防に取り組むグループの活動を支援するため、トレーニング講師、歯科衛生士などの介護予防に関する講師の派遣や、教材などの物品の貸与・供与などを行います。
	県	44,943	
	第1号保険料	75,502	
	第2号保険料	104,265	
	その他	1,077	
	市費	87,922	
2 介護予防推進事業【中期】 215,651千円 介護予防を効果的に実施するため、事業の評価や地域包括支援センターにおける介護予防事業の実施体制を充実します。			
3 訪問指導事業 (訪問型介護予防事業) 6,966千円 介護予防の観点から、保健師、訪問看護師、栄養士、歯科衛生士が家庭を訪問し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。(延べ訪問回数：978回)			
4 介護支援ボランティアポイント事業【中期】 65,031千円 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて換金又は寄附することができます。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。 対象施設は、特別養護老人ホーム・老人保健施設・地域ケアプラザ・通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所などです。 また、地域ケアプラザ等で行う配食・会食サービスも対象となります。 (登録者数：7,000人 登録施設数：350施設)			

8	地域支援事業 (包括的支援事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲	事業内容 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。	
本年度		千円	3,202,374
前年度			3,148,379
差引			53,995
本年度の財源内訳	国		1,210,338
	県		605,169
	第1号保険料		643,471
	市費		743,396
		1 地域包括支援センター運営事業【中期】 (設置数 136か所) 3,199,026千円 社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、次の事業を行います。 (1) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント (2) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (3) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援 2 ケアマネジメント推進事業【中期】 3,348千円 ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保を図ります。	

9	地域支援事業 (任意事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲	事業内容 介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行います。また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を行います。	
本年度		千円	1,055,772
前年度			789,414
差引			266,358
本年度の財源内訳	国		384,352
	県		192,096
	第1号保険料等		209,315
	市費		270,009
		1 介護給付費適正化事業 30,412千円 給付実績をチェックするとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。 2 介護相談員派遣事業 23,110千円 相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。 3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 242,516千円 要介護者に、紙おむつの給付を行います。 4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 364,064千円 生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時対応等を行います。(対象戸数 4,974戸) 5 民間活力による高齢者見守り推進事業(食事サービス+買い物サポート) 124,456千円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対する食事提供・安否確認や高齢者等への買い物支援を行います。 6 訪問指導事業 147,693千円 療養上の指導が必要な方等に対し、保健師等が訪問による保健指導を行います。	

10	低所得者の利用者負担助成事業	事業内容	
本年度	千円 91,921	1 社会福祉法人による利用者負担軽減 8,863千円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方や生活保護受給者に対し利用者負担を軽減した場合で、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えた時、その超えた金額の1/2を助成します。 (1) 年間収入の上限額 150万円(単身世帯) (2) 預金等の上限額 350万円(単身世帯)	
前年度	75,960	2 介護サービス自己負担助成 83,058千円 低所得で利用料負担が困難な方に助成します。 また、新たに国の地域支援事業の拡充を受けて、24年10月からグループホーム助成の助成内容を拡充し居住費に対する一部助成を追加します。 (1) 在宅サービス助成 (2) グループホーム助成 〈拡充〉 ※1 (3) 施設居住費助成	
差引	15,961		
本年度の財源内訳	国	2,472	
	県	7,883	
	第1号保険料	1,314	
	市費	80,252	

[介護サービス自己負担助成における助成内容 (概要)]

助成項目	対象要件		助成内容	
在宅サービス助成			利用者負担を3%又は5%に軽減	
グループホーム助成 〈拡充〉	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯 ・収入基準(単身世帯で年収が150万円以下) ・資産基準(単身世帯で金融資産が350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない) 	税法上の被扶養者でないこと	3か月以上、市内に居住 利用者負担を5%に軽減	
施設居住費助成			利用者負担第1、第2段階※2	居住費分を月額30,000円軽減※1
			利用者負担第3段階	居住費分を月額5,000円軽減
			居住費分を月額10,000円軽減※3	

- ※1 助成額は、国の地域支援事業の改正内容等に応じて、変更になる場合があります。
 ※2 第1段階、第2段階については、収入基準が(単身世帯で50万円以下)になります。
 ※3 第3段階については、国の負担限度額認定制度の拡充にあわせて、助成を廃止しました。

11	介護保険外サービス		事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。 1 高齢者ホームヘルプ事業 346,223千円 (1) 在宅生活支援ホームヘルプ 在宅の重度要介護者に、介護保険サービスに上乗せして必要な訪問介護を提供します。 (2) 自立支援ホームヘルプ 自立と判定されたひとり暮らしの方等に対して生活援助サービスを提供します。 2 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業 39,889千円 ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置を貸与します。 なお、7月より利用者負担を決める基準を所得税から市民税へ移行します。あわせて、回線等使用料を全ての方に負担していただくよう区分を見直します。 3 認知症高齢者対策事業〈拡充〉 44,889千円 認知症理解への普及啓発を進めるとともに、認知症サポート医の養成等医療体制の充実を図ります。 医療や介護等の相談に応じる認知症コールセンターの運営や緊急一時入院の実施など、認知症高齢者及び家族等への支援を行います。また、新たに、専門医療相談、合併症・周辺症状への急性期対応等の機能を有する認知症疾患医療センターを設置し、保健医療、介護機関等との連携を推進します。 4 在宅高齢者虐待防止事業 10,902千円 在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援を行うとともに、引き続き緊急時対応に取り組みます。 5 緊急ショートステイ床確保事業 24,995千円 介護者の急病等、緊急にショートステイを利用したい場合に備え、医療的ケアや認知症の対応が必要な方など、多様なニーズにも対応できる受入枠を引き続き確保します。 6 医療対応促進助成事業 268,840千円 特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業所のうち、医療的ケアの必要な方の受け入れが多い施設へ助成を行います。 7 療養通所介護促進事業 5,000千円 今後、更に増加する医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、療養通所介護事業を開始する事業所に対し、施設及び設備整備費の補助を行います。 8 中途障害者支援事業 407,997千円 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。 9 高齢者の住まい・生活支援事業【中期】 4,480千円 生活支援機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備するほか、高齢化が進む大規模団地へ民間の介護・医療サービス事業所等を誘致します。
	本年度	千円 1,316,931	
	前年度	1,489,489	
	差引	△ 172,558	
本年度の財源内訳	国	80,155	
	県	38,192	
	その他	6,977	
	市費	1,191,607	

12	地域密着型サービス 推 進 事 業		事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。
本 年 度		千円 1,282,856	1 小規模多機能型居宅介護事業所等整備事業【中期】 460,260千円 事業者の参入を促進するために、工事費等を補助します。
前 年 度		963,041	(1) 工事費等補助 420,000千円 14か所 (2) 複合型事業所整備費補助〈新規〉 40,000千円 2か所
差 引		319,815	2 認知症高齢者グループホーム整備事業 272,821千円 事業者の参入を促進するために、工事費等を補助します。
本年度の 財源内訳	国	186,000	また、防災補強改修及び利用者の安全性確保の観点から、改修費等を補助します。
	県	998,521	(1) 工事費等補助 90,000千円 3か所 (2) スプリンクラー設備設置費補助 69,021千円 46か所 (3) 自動火災報知設備設置費補助〈新規〉 9,000千円 9か所
	その他	360	(4) 消防機関通報火災報知設備設置費補助〈新規〉 7,200千円 24か所 (5) 防災補強改修費補助〈新規〉97,500千円 15か所
	市 費	97,975	
3	地域密着型サービス事業所運営推進事業	323,775千円	事業者の参入を促進するために、開設時の運営資金及び初度調弁費等を補助します。
	(1) 小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助	96,000千円 24か所	
	(2) 施設開設準備経費補助		
	ア 小規模多機能型居宅介護事業所	134,400千円 32か所	
	イ 認知症高齢者グループホーム	86,400千円 8か所	
	(3) 複合型事業所備品購入費補助〈新規〉	6,000千円 2か所	
	(4) 広報・啓発・支援活動費	975千円	
4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護推進事業〈新規〉	226,000千円	要介護高齢者の在宅生活を支えるために必要な介護看護サービスを、包括的かつ持続的に提供するものであり、事業所が円滑に運営できるように、新規開設時の工事費及び初度調弁費等を補助します。
	(1) 事業所整備費等補助	45,000千円 9か所	
	(2) 施設開設準備経費補助	180,000千円 9か所	
	(3) 広報・啓発活動費	1,000千円	

13	特別養護老人ホーム整備事業	事業内容 在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。 1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】 2, 293, 463千円 整備数累計 24年度末 13, 997床																																																																																													
本年度		千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名(仮称) (建設地)</th> <th rowspan="2">建設運営法人 (社会福祉法人)</th> <th colspan="3">定員</th> </tr> <tr> <th>特養</th> <th>ショート</th> <th>デイ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">24年度 継続 しゅん 工 予 定</td> <td>ヴィラ神奈川 (神奈川区菅田町)</td> <td>平成記念会</td> <td>130</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新横浜 (港北区新横浜)</td> <td>千里会</td> <td>120</td> <td>20</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>わかたけ鶴見 (鶴見区矢向)</td> <td>若竹大寿会</td> <td>100</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新鶴見ホーム(増築) (鶴見区江ヶ崎町)</td> <td>横浜市福祉サービス協会</td> <td>50</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>4か所 400床</td> <td>400</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">本年度 の 財 源 内 訳</td> <td>国</td> <td>—</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>26, 068</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>1, 634, 000</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>市費</td> <td>633, 395</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="3"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">25年度 新 規 しゅん 工 予 定</td> <td>池辺(増築) (都筑区池辺町)</td> <td>怡土福祉会</td> <td>70</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)</td> <td>敬愛</td> <td>100</td> <td>16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)</td> <td>紺医会(仮称)</td> <td>110</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>3か所 280床</td> <td>280</td> <td>56</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>特養建設費補助 7か所 680床</td> <td>680</td> <td>136</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody></table>			施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員			特養	ショート	デイ	24年度 継続 しゅん 工 予 定	ヴィラ神奈川 (神奈川区菅田町)	平成記念会	130	30		新横浜 (港北区新横浜)	千里会	120	20	○	わかたけ鶴見 (鶴見区矢向)	若竹大寿会	100	20		新鶴見ホーム(増築) (鶴見区江ヶ崎町)	横浜市福祉サービス協会	50	10				4か所 400床	400	80		本年度 の 財 源 内 訳	国	—				その他	26, 068				市債	1, 634, 000				市費	633, 395							<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">25年度 新 規 しゅん 工 予 定</td> <td>池辺(増築) (都筑区池辺町)</td> <td>怡土福祉会</td> <td>70</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)</td> <td>敬愛</td> <td>100</td> <td>16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)</td> <td>紺医会(仮称)</td> <td>110</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>3か所 280床</td> <td>280</td> <td>56</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>特養建設費補助 7か所 680床</td> <td>680</td> <td>136</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			25年度 新 規 しゅん 工 予 定	池辺(増築) (都筑区池辺町)	怡土福祉会	70	10		けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)	敬愛	100	16	○	戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)	紺医会(仮称)	110	30				3か所 280床	280	56				特養建設費補助 7か所 680床	680	136	
施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員																																																																																													
		特養	ショート	デイ																																																																																											
24年度 継続 しゅん 工 予 定	ヴィラ神奈川 (神奈川区菅田町)	平成記念会	130	30																																																																																											
	新横浜 (港北区新横浜)	千里会	120	20	○																																																																																										
	わかたけ鶴見 (鶴見区矢向)	若竹大寿会	100	20																																																																																											
	新鶴見ホーム(増築) (鶴見区江ヶ崎町)	横浜市福祉サービス協会	50	10																																																																																											
		4か所 400床	400	80																																																																																											
本年度 の 財 源 内 訳	国	—																																																																																													
	その他	26, 068																																																																																													
	市債	1, 634, 000																																																																																													
	市費	633, 395																																																																																													
			<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">25年度 新 規 しゅん 工 予 定</td> <td>池辺(増築) (都筑区池辺町)</td> <td>怡土福祉会</td> <td>70</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)</td> <td>敬愛</td> <td>100</td> <td>16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)</td> <td>紺医会(仮称)</td> <td>110</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>3か所 280床</td> <td>280</td> <td>56</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>特養建設費補助 7か所 680床</td> <td>680</td> <td>136</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			25年度 新 規 しゅん 工 予 定	池辺(増築) (都筑区池辺町)	怡土福祉会	70	10		けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)	敬愛	100	16	○	戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)	紺医会(仮称)	110	30				3か所 280床	280	56				特養建設費補助 7か所 680床	680	136																																																															
25年度 新 規 しゅん 工 予 定	池辺(増築) (都筑区池辺町)	怡土福祉会	70	10																																																																																											
	けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)	敬愛	100	16	○																																																																																										
	戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)	紺医会(仮称)	110	30																																																																																											
			3か所 280床	280	56																																																																																										
		特養建設費補助 7か所 680床	680	136																																																																																											

14	高齢者の社会参加促進	事業内容 1 敬老特別乗車証交付事業 10, 670, 493千円 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 (1) 積算人数：346, 686人 (2) 利用者負担額(年額)																					
本年度		千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者等</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>世帯全員非課税(生活保護受給者含む)</td> <td>3, 200円</td> </tr> <tr> <td>世帯員に課税者がいる非課税者</td> <td>4, 000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が150万円未満</td> <td>7, 000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が150万円以上250万円未満</td> <td>8, 000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が250万円以上500万円未満</td> <td>9, 000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が500万円以上700万円未満</td> <td>10, 000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が700万円以上</td> <td>20, 500円</td> </tr> </tbody> </table>			負担区分	負担額	障害者等	無料	世帯全員非課税(生活保護受給者含む)	3, 200円	世帯員に課税者がいる非課税者	4, 000円	合計所得金額が150万円未満	7, 000円	合計所得金額が150万円以上250万円未満	8, 000円	合計所得金額が250万円以上500万円未満	9, 000円	合計所得金額が500万円以上700万円未満	10, 000円	合計所得金額が700万円以上	20, 500円
負担区分	負担額																						
障害者等	無料																						
世帯全員非課税(生活保護受給者含む)	3, 200円																						
世帯員に課税者がいる非課税者	4, 000円																						
合計所得金額が150万円未満	7, 000円																						
合計所得金額が150万円以上250万円未満	8, 000円																						
合計所得金額が250万円以上500万円未満	9, 000円																						
合計所得金額が500万円以上700万円未満	10, 000円																						
合計所得金額が700万円以上	20, 500円																						
前年度		10, 859, 477																					
差引		173, 821																					
本年度 の 財 源 内 訳	国	122, 572	2 老人クラブ助成事業 308, 890千円 新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。																				
	県	—																					
	その他	1, 693, 754	3 高齢者のための優待施設利用促進事業 23, 103千円 65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。																				
	市費	9, 216, 972																					

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 将来にわたるあんしん施策

障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

2 障害者自立支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者相談支援事業	障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【事業概要15】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要16】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【事業概要18】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。【事業概要18】
	障害者自立生活アシスタント事業	知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。【事業概要18】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホーム・ケアホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【事業概要19】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。【事業概要20】
	障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。

3 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要15】
	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。【事業概要20】
	自殺対策事業	自殺対策強化のため、地域自殺対策情報センターをこころの健康相談センターに設置し、地域連携を強化し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。【事業概要22】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。また、基幹病院の病棟改修費を補助することにより、市民専用病床を確保します。【事業概要23】
	重度障害者医療費援助事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【事業概要24】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【事業概要25】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

将来にわたる あんしん施策		
本年度		千円 2,670,368
前年度		1,725,815
差引		944,553
本年度の 財源内訳	国	487,752
	県	238,179
	その他	71
	市費	1,944,366

将来にわたるあんしん施策について

障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民説明会等でのご意見も踏まえ具体化を図り、22年度から各施策を段階的に実施しています。

1 親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築 後見的支援の充実 509,956千円

(1) 後見的支援推進事業【中期】

地域の人や福祉従事者等が障害のある人の地域生活を見守る仕組みを、地域をよく知る社会福祉法人等と共に作っていきます。

(新たに4区で実施、累計8区)

(2) 多機能型拠点の整備・運営

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点の整備を方面別に進めます。【中期】

24年度は、南西部(栄区)で1館目の運営を開始します。〈新規〉

※こども青少年局予算

(886,980千円)を含みます。

2 障害者の高齢化・重度化への対応

(1) 住まいの場の充実

56,891千円

障害者グループホームB型設置運営費補助事業(運営費・改修費補助)

グループホーム・ケアホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、高齢化・重度化対応ホーム事業をモデル実施します。

また、既存のホームでも安心して地域での生活が続けられるよう、必要なバリアフリー改修に対し助成を行います。〈新規〉

(2) 医療的ケア対応

5,090千円

非医療職のための医療的ケア研修等実施事業

医療的なケアが必要な障害者の地域での生活を支えるため、障害者施設等の非医療職職員への「医療的ケア研修事業」や、看護師を対象とした専門的機関の医師等による「医師・看護師等による巡回指導事業」を実施します。

3 地域生活のためのきめ細かな対応

(1) 医療・受診環境の充実

42,086千円

ア 障害児者の医療環境推進事業

主に知的障害のある障害者に対応する専門外来の設置を医療機関へ依頼し、協力医療機関に対して運営費を補助します。また、横浜市立大学医学部学生を対象とした福祉施設実習や、医療従事者向け研修会なども引き続き実施します。

イ 肺炎球菌ワクチン接種助成事業

肺炎に罹患した場合、重症化や死亡のおそれが高い重度内部障害者に対し、肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します。

ウ 精神科救急基幹病院機能強化事業 **〈新規〉**

基幹病院に病棟改修費用を補助することにより、急患の受入体制を強化し、横浜市民専用病床を確保します。

エ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

重度障害児・者が入院する場合、日常の支援に関わっている事業者等が入院先に職員を派遣し、コミュニケーション支援を行います。

(2) 総合的な移動支援施策体系の再構築

291, 152千円

障害者等の外出支援を促進するため、25年度を目途に主要な移動支援施策体系の再構築を図ります。将来に向けて、より利用しやすく、安定して持続可能な施策体系とすることを目指し、事業者・利用者双方にもご協力を求めながら、具体的な施策について検討します。

ア 移動情報センター運営等事業 **【中期】**

移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。(新たに3区で実施、累計6区)

また、区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査を行い、エリア巡回車等の検討を行います。

イ 障害者移動支援事業等

ガイドボランティア等による障害者の外出支援に引き続き取り組むとともに、新たにタクシー事業者福祉車両導入促進事業を開始し、障害者が外出しやすい社会環境の実現を図ります。 **〈新規〉**

(3) その他 地域生活のきめ細かな対応

1, 765, 193千円

ア 障害者自立生活アシスタント事業

障害特性をふまえた日常生活上の支援を行う自立生活アシスタントを、市内のどこに住んでいても利用できるよう体制整備を引き続き進めます。

イ 福祉人材の確保・育成

ガイドヘルパー研修受講料助成、サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向けのスキルアップ研修を、引き続き実施します。

また、民間事業者等と協働した合同就職フェアを実施します。

〈4ページ1の1(2)イの再掲〉

ウ 精神障害者の家族支援事業

家族関係の悪化等により精神障害者との同居等が難しい家族に対し、必要に応じて家族の緊急滞在場所や障害について学ぶ機会を提供します。関係改善を図ることで、障害者と家族が地域での生活を継続できるよう支援します。

エ 高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害支援センターによる、地域の相談拠点に対する専門的な支援を継続します。また、相談拠点づくりのモデル事業を実施した区(鶴見、旭、港北、泉)では、高次脳機能障害者やその家族が安心して地域で生活していけるよう、普及啓発の実施や関係機関との連携づくりを行います。

オ 発達障害者支援体制整備事業

(ア) 地域における支援体制を強化するため、サポートコーチ(巡回型相談員)を配置します。

(イ) 発達障害児・者に対する具体的な支援手法の開発のため、モデル事業(発達障害者就労支援事業)を実施します。

(ウ) 発達障害者の生活を支えるため、有期限のサポートホーム事業を実施し、地域での一人暮らしに向けた支援を行います。 **〈新規〉**

カ 災害時障害者支援事業

災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で当面の生活ができるよう、じょうそう予防用簡易ベッド・車椅子などの福祉用具等の備蓄を進めます。

また、地域防災拠点である小中学校に、多目的トイレの整備を進めます。

15	障害者 相談支援事業等		事業内容 1 相談支援事業 470,766千円 障害者が地域で暮らすために、生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 地域活動ホーム 18か所 ア 法人運営型地域活動ホーム 17か所 イ 機能強化型地域活動ホーム 1か所(中区) 25年3月に法人運営型地域活動ホーム開所予定 (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所
本年度		千円 515,570	
前年度		467,536	
差引		48,034	
本年度の財源内訳	国	85,452	
	県	24,295	
	その他	—	
	市費	405,823	
			2 発達障害者支援体制整備事業 あんしん (18ページの3(3)オの再掲) 44,804千円 (1) 地域における支援体制を強化するため、サポートコーチ(巡回型相談員)を配置します。 (2) 発達障害児・者に対する具体的な支援手法の開発のため、モデル事業を実施します。 (3) 発達障害者の生活を支えるため、有期限のサポートホーム事業を実施し、地域での一人暮らしに向けた支援を行います 〈新規〉

16	障害者 居宅介護事業		事業内容 身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者がホームヘルプサービス及びガイドヘルプサービスを利用して在宅生活を送れるよう支援します。
本年度		千円 7,863,518	
前年度		7,165,803	
差引		697,715	
本年度の財源内訳	国	3,877,146	
	県	1,940,567	
	その他	16,119	
	市費	2,029,686	
			1 障害者ホームヘルプ事業 6,591,321千円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする、障害程度区分1以上の障害者及び1～3級の身体障害児、知的障害児、精神障害児 (2) 総利用時間見込 2,031,946時間
			2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 1,272,197千円 (1) 対象者 単独で外出が困難な、1～3級の身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 513,545時間 (3) ガイドヘルパー確保・育成 ア ガイドヘルパー研修受講料助成 資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修 サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修(18ページの(3)イの再掲)

17	障 害 者 移 動 支 援 事 業		事業内容 障害者等の外出支援を促進するとともに、25年度を目途に主要な施策体系の再構築を図ります。 将来に向けて、より利用しやすく、安定して持続可能な施策体系とすることを目指し、事業者・利用者双方にもご協力を求めながら、具体的な施策検討を行います。
本 年 度	千円 3,581,858		1 移動情報センター運営等事業 あんしん 〈18ページの(2)アの再掲〉 36,242千円 (1) 移動情報センター運営【中期】 移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。 (新たに3区で実施、累計6区)
前 年 度	3,575,788		(2) エリア巡回車等の検討 区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査等を行います。
差 引	6,070		2 ハンディキャブ事業 64,297千円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。 (運行車両6台・貸出車両2台)
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	64,931	3 ガイドボランティア事業 あんしん 60,464千円 〈18ページの(2)イの再掲〉 重度の視覚障害や全身性障害、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボランティアがガイドを行います。
	県	89,451	(1) 日常生活上必要な外出、通学・通所への支援 (2) ガイドボランティア募集研修の実施
	その他	—	4 障害児通学支援事業 あんしん 56,986千円 特別支援学校への通学経路のバスポイントや主要駅等に「通学支援員」を配置し、自力で通学する児童・生徒への案内・誘導・見守りを行います。
	市 費	3,427,476	5 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 10,000千円 〈18ページの(2)イの再掲〉 国や県タクシー協会と協働で、タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー（福祉車両）を導入する際の費用の一部を助成します。
			6 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 371,647千円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。 (1) 助成額 1枚500円 (2) 交付枚数 年84枚（1乗車で複数枚使用可。1か月7枚上限） ※人工透析に通う腎臓機能障害者は年168枚
			7 障害者施設等通所者交通費助成事業 281,506千円 施設等に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所の交通費を助成します。
			8 特別乗車券交付事業 2,684,903千円 市営交通機関、市内を運行する民営バス及び金沢シーサイドラインが利用できる無料乗車券を交付します。
			9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 15,813千円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

18	障害者の地域生活支援事業		事業内容
本年度	千円 5,401,712		1 障害者地域活動ホーム運営事業 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。 (1) 社会福祉法人型 2,718,569千円 ア 設置状況 18か所(前年度17か所) 中区 25年3月開所予定 イ 実施事業 (ア) 相談支援事業 ※障害者相談支援事業で計上 (イ) 生活支援事業 (ウ) 日中活動事業(障害者自立支援法事業) (2) 機能強化型 (従来型予算を含む) 1,478,457千円 ア 設置状況 22か所(前年度22か所) イ 実施事業 (ア) 相談支援事業(1か所でモデル実施) (イ) 生活支援事業 あんしん 生活支援基本事業実施 8ホーム (ウ) 日中活動事業(障害者自立支援法事業) (3) 従来型 1か所(前年度1か所)
前年度	4,825,349		
差引	576,363		
本年度の財源内訳	国	1,319,868	
	県	660,183	
	その他	54	
	市費	3,421,607	
2 精神障害者生活支援センター運営事業 808,756千円			
精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの設置運営費を助成します。			
(1) 設置状況			
ア A型(公設型): 指定管理者による管理運営(9か所)			
A型については、「地域移行・地域定着支援事業」と「自立生活アシスタント事業」を指定管理業務として実施します。			
イ B型(民設型): 運営団体への設置運営費助成(9か所)			
(2) 新規開所 A型 2か所			
鶴見区 24年4月 中区 25年3月予定			
3 障害者自立生活アシスタント事業 あんしん 251,844千円			
地域で生活する単身等の障害者に対し専任の支援職員(自立生活アシスタント)による支援を行い、地域生活の継続を図ります。			
(1) 対象となる障害			
知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害			
(2) 実施か所数			
36か所			
4 重度重複障害者(児) デイサービス激変緩和事業 〈新規〉 144,086千円			
児童福祉法の改正により廃止となる重度重複障害者(児) デイサービス事業の利用者が、円滑に障害者自立支援サービスに移行できるよう、市内の民間障害者支援施設等に対し助成を行います。(24年度のみの特設事業)			

19	障害者グループホーム設置運営事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。
			1 設置費補助 188,500千円 新設 40か所 移転 8か所
本年度		千円 8,115,861	2 運営費補助 7,845,587千円 574か所（A型45、B型529） うち新規 40か所
前年度		7,740,256	（1）運営基本費（国基準＋加算） （2）家賃補助（月額家賃1／2）
差引		375,605	3 法定事業移行支援 24,913千円
本年度の財源内訳	国	2,634,962	4 高齢化・重度化対応事業 あんしん 56,861千円 〈17ページの2(1)の再掲〉 高齢化・重度化しても障害者が安心して地域で生活し続けられる場を提供するため、高齢化・重度化対応ホーム事業をモデル実施します。 また、既存のホームで必要となるバリアフリー改修に対し助成を行います。〈新規〉
	県	1,346,481	
	その他	—	
	市費	4,134,418	

20	小規模通所施設補助事業		事業内容 地域作業所や法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家等の経費を助成します。
			1 障害者地域作業所助成事業 105,071千円 身障・知的 6か所 精神 0か所 （1）運営基本費 10,366千円～15,176千円/か所 （2）借地借家費等
本年度		千円 5,024,429	2 地域活動支援センター運営事業 あんしん 4,618,180千円
前年度		4,976,290	身体・知的 141か所 精神 79か所 （うち新規 身体・知的 10か所 精神 4か所） （1）運営基本費 13,444千円～18,497千円/か所 （2）借地借家費等
差引		48,139	3 法定事業移行支援事業 301,178千円 身障・知的 53か所 精神 8か所 （1）借地借家費 （2）移行支援補助金
本年度の財源内訳	国	1,486,619	
	県	743,309	
	その他	12	
	市費	2,794,489	

21	障害者施設等	事業内容	
本年度	千円 1,971,256	1 障害者施設整備事業 1,217,186千円 障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費等の助成を行います。 (1) 建設 3か所 多機能型拠点(栄区)【中期】あんしん 〈17ページの1(2)の再掲〉 (24年度開所予定) 多機能型拠点(都筑区)【中期】あんしん 〈17ページの1(2)の再掲〉 (25年度開所予定) 障害者施設再整備(旭区) (25年度完了予定) (2) 設計 2か所 障害者施設再整備(神奈川区、保土ヶ谷区) (3) 改築・改修 2か所 改築(金沢区) 改修(神奈川区)	
前年度	1,749,053		
差引	222,203		
本年度の財源内訳	国	249,253	
	その他	146	
	市債	734,000	
	市費	987,857	

- 3 精神障害者生活支援センター整備事業 140,315千円
 在宅の精神障害者が地域で安定した日常生活を送るための支援を行う生活支援センターを整備します。
 継続建設 1か所 中区(24年度開所予定)

[障害者施設整備事業]

	事業・施設名称	所在地	事業スケジュール(年度)	事業主体
建設3か所	多機能型拠点(栄区)	栄区桂台中	設計:H22~23、施工:H23~24	(福)訪問の家
	多機能型拠点(都筑区)	都筑区佐江戸町	設計:H22~23、施工:H24~25	(福)カメラード
	障害者施設再整備(光の丘)	旭区白根	設計:H22~23、施工:H24~25	(福)白根学園
設計2か所	障害者施設再整備(恵和青年寮)	保土ヶ谷区今井町	設計:H24~25、施工:H25以降	(福)恵和
	障害者施設再整備(ゆかり荘)	神奈川区三ツ沢上町	設計:H24~25、施工:H25以降	(財)紫雲会
改築・改修2か所	金沢若草園再整備	金沢区平潟町	設計:H22~23、施工:H24(終了)	(福)恩賜財団済生会
	大規模改修(ナザレ工房)	神奈川区神之木町	施工:H24(終了)	(福)聖坂学園

[障害者地域活動ホーム整備事業・精神障害者生活支援センター整備事業]

	事業・施設名称	所在地	事業スケジュール(年度)	事業主体
継続建設	中区障害者地域活動ホーム(合築)	中区新山下	設計:H21、施工:H23~24	(福)みはらし
	中区精神障害者生活支援センター(合築)	中区新山下	設計:H21、施工:H23~24	(財)紫雲会

22	自殺対策事業		事業内容 自殺問題に対応するため、事業指針を策定し、関係機関等との連携による総合的な対策を進めます。【中期】
本年度		千円 41,921	1 地域連携〈拡充〉 18,733千円 (1) 講演会の開催、印刷媒体等での普及啓発活動 (2) 人材養成研修、調査分析 地域の支援者を対象とした、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材（ゲートキーパー）養成研修、調査分析等を行います。
前年度		41,864	24年度は、各区局で実施するゲートキーパー養成研修を拡充し、地域の人材育成の取組を強化します。
差引		57	2 地域自殺対策情報センター運営〈新規〉7,986千円 新たにこころの健康相談センター内に地域自殺対策情報センターを設置し、区と協力した自殺対策における地域連携及び相談体制の強化を図ります。
本年度の財源内訳	国	4,825	3 自死遺族支援等 15,202千円 電話相談や分かち合いの場（集い）の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
	県	32,250	
	その他	41	
	市費	4,805	

23	精神科医療体制の充実		事業内容
本年度		千円 295,503	1 精神科救急医療対策事業 273,128千円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。
前年度		283,335	(1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。
差引		12,168	(2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。
本年度の財源内訳	国	27,556	(3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
	県	—	2 精神科救急基幹病院機能強化事業〈新規〉あんしん 〈18ページの3(1)ウの再掲〉 15,000千円 基幹病院の病棟改修費を補助することにより救急患者への対応力を強化し、市民専用病床を確保します。
	その他	258	3 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 7,375千円
	市費	267,689	整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。

24	重度障害者 医療費援助事業		事業内容 1 重度障害者医療費援助事業 9,350,911千円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身障1・2級 イ IQ35以下 ウ 身障3級かつIQ36以上IQ50以下 (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 13,599人 イ 国民健康保険加入者 16,833人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 20,662人 計 51,094人
本年度		千円 13,420,539	
前年度		12,022,513	
差引		1,398,026	
本年度の 財源内訳	国	2,030,887	
	県	4,060,500	
	その他	1,898,033	
	市費	5,431,119	2 更生医療給付事業 4,069,628千円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,283人

25	障害者 就労支援事業		事業内容 国や県の動向を踏まえ、市民にもっとも身近な自治体として、きめ細やか且つ先駆的な施策を求職者側・求人側双方に展開し、障害者の就労機会の拡大を図ります。
本年度		千円 288,519	1 基盤強化施策 263,120千円 障害者の就労相談・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営や、職業能力開発プロモーターによる職場実習先の開拓・ネットワークの構築、障害者の実習や職場定着を支援する有償ボランティアの派遣等を行い、障害者の就労支援基盤の強化を図ります。 障害者就労支援センターの運営【中期】 8か所 (神奈川、西、港南、旭、磯子、港北、緑、戸塚)
前年度		348,090	
差引		△ 59,571	2 スキルアップ施策 13,196千円 障害者の一般就労を促進するため、農業分野での就労訓練等を通じたスキルアップ支援を行います。
本年度の 財源内訳	国	8,791	
	県	—	
	その他	8,694	
	市費	271,034	3 就労の場の拡大施策 12,203千円 障害者雇用の優良事例の紹介や、事務分野における知的障害者の雇用、ふれあいショップの運営支援等を通じ、障害者就労への理解を深め、就労の場の拡大を図ります。

IV 生活基盤の安定と自立の支援

26	生活保護事業	事業内容	
		<p>1 生活保護費（法定分） 124,302,834千円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。</p> <p>(1) 対象見込世帯 50,310世帯（前年度 48,785世帯） (2) 対象見込人員 69,253人（前年度 67,057人） (3) 生活扶助基準 標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子の場合） 1か月 162,170円（前年度同額）</p>	
本年度		千円	
		126,395,989	
前年度		123,965,636	
差引		2,430,353	
本年度の財源内訳	国	92,720,992	<p>2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】392,312千円</p> <p>(1) 就労支援事業〈拡充〉</p> <p>ア 就労支援専門員を各区へ配置し、就労可能な被保護者に対し、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い自立を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援専門員配置数 60人（前年度48人） <p>イ 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズにあった求人を開拓し、区保護課を通して被保護者へ求人情報の提供を行います。また、被保護者の職業意識の啓発や職能向上のための就労支援セミナーを実施します。</p>
	県	673,791	
	その他	3,374,265	
	市費	29,626,941	
	(2) 就労意欲喚起事業〈拡充〉		
	すぐに就労に結びつかない被保護者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高めます。		
	・実施区 中区、保土ヶ谷区（前年度1区）		
	(3) 学習支援事業〈拡充〉		
	NPO法人や大学と連携し、被保護世帯の子どもへの学習活動等を支援することで、高校への進学を促進します。高校卒業後の安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。		
	・実施区 7区〔うち5区はこども青少年局と共管〕（前年度1区）		
	(4) 年金相談事業〈拡充〉		
	各区に年金制度に関する専門知識を有する年金相談専門員を派遣し、被保護者の年金受給資格の調査・確認、年金に関する相談、手続き支援等を行い、年金制度の一層の活用を図ります。		
	・年金相談専門員配置数 11人（前年度7人）		
3	不正受給対策等の強化〈新規〉	61,478千円	
	警察OBを雇用し、警察との連携強化により不正受給対策等を推進します。		
4	住宅手当緊急特別措置事業	393,933千円	
	離職者であって就労能力及び就労意欲がある者で、収入・預貯金などについて一定の要件を満たす者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。		
	・支給額（上限）単身世帯53,700円、複数世帯69,800円		

27	援護対策事業		事業内容 生活困窮者、寿地区住民、ホームレスを対象に、福祉的援助を行います。また、中国残留邦人等に対し、生活支援給付の実施や日本語教室等の援助を行います。
本年度		千円 1,485,666	1 生活困窮者支援 16,419千円 地域日常生活自立支援事業【中期】 生活保護受給に至らない生活困窮者に対し、就労自立に向けた相談支援を行います。
前年度		1,578,935	2 寿地区対策 178,643千円 (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業 (4) 寿福祉プラザ運営事業 (5) 寿地区緊急援護対策事業 食券、宿泊券による緊急援護は24年度中に終了し、ホームレス自立支援事業での支援に統合
差引		△ 93,269	3 ホームレス自立支援事業〈拡充〉 443,882千円 居宅生活移行に向けた見守り支援（アフターフォロー）の充実
本年度の財源内訳	国	656,685	4 中国残留邦人等支援事業 846,722千円
	県	316,156	
	その他	1,028	
	市費	511,797	

28	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業〈拡充〉 6,569,901千円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 24年10月から通院助成の対象を小学1年生まで拡大します。 対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり） (1) 0歳～小学1年生（入・通院） 206,972人 (2) 小学2年生～中学卒業（入院） 1,170件
本年度		千円 8,280,230	2 ひとり親家庭等医療費助成事業 1,710,329千円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
前年度		8,201,329	(1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童
差引		78,901	(2) 対象者数見込 44,541人
本年度の財源内訳	国	—	
	県	2,649,183	
	その他	270,708	
	市費	5,360,339	

29	後期高齢者 医療事業 (後期高齢者医療 事業費会計)	事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）と市町村が共同して運営します。広域連合では被保険者の資格管理、保険給付、保険料率の決定や保険料の賦課等を行い、本市では保険料の徴収、被保険者証の交付の申請受付等を行います。また本年度は、制度開始後初めてとなる被保険者証の一斉更新を実施します。 (1) 対象者 ア 75歳以上の方 イ 65～74歳の一定の障害のある方 (2) 被保険者数 347,171人（前年度327,911人） (3) 自己負担 外来・入院ともに、原則定率1割負担 現役並み所得者は、定率3割負担 （ただし、入院については、月額上限あり。 低所得者には減額制度あり。） (4) 医療給付費の財源構成 現役並み所得者以外の医療給付費は、保険料、支払基金交付金（各保険者からの拠出金）及び公費（国・県・市）によってまかなわれます。 現役並み所得者の医療給付費は、全額支払基金交付金でまかなわれます。													
本年度		千円 63,060,771													
前年度		54,500,550													
差引		8,560,221													
本年度の財源内訳	国	—													
	県	—													
	保険料等	35,682,264													
	市費	27,378,507													
		<table border="1"> <tr> <th>保険料</th> <th>支払基金</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>40%</td> <td>50%×2/3</td> <td>50%×1/6</td> <td>50%×1/6</td> </tr> </table>				保険料	支払基金	国	県	市	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6
保険料	支払基金	国	県	市											
10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6											
(5) 保険料		<p>被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。保険料の算定基準は、各都道府県の所得水準等で決定します。また被保険者証の一斉更新にあわせ、収納対策の観点から高額滞納者に対し短期証を交付します。</p> <p>ア 賦課割合 均等割 39% 所得割 61%（神奈川県内） （平均的な所得水準の広域連合 均等割 50% 所得割 50%）</p> <p>イ 賦課限度額（年間） 550,000円（前年度500,000円）</p> <p>ウ 保険料率 均等割額 41,099円（前年度39,260円） 所得割率 8.01%（前年度7.42%）</p> <p>エ 低所得者及び被扶養者の保険料軽減 (ア) 低所得者 世帯の所得に応じて保険料(均等割額)を7割、5割、2割軽減 ※24年度も7割軽減を9割または8.5割軽減にする特例措置を継続します。 (イ) 被扶養者 保険料(均等割額)を5割軽減し、所得割額を賦課しません。 ※24年度も5割軽減を9割軽減にする特例措置を継続します。</p>													

30	国民健康 保険事業 (国民健康保険 事業費会計)		事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。					
	本年度		千円 359,535,112		1 被保険者数 952,400人 (前年度 951,600人)			
前年度		336,632,050		2 世帯数 573,700世帯(前年度 573,300世帯)				
差引		22,903,062		3 一部負担金割合 原則3割。 ※小学校就学前は2割、70歳以上は1割(現役並み所得者は3割)				
本年度の 財源内訳	国	75,774,848		4 出産育児一時金 1件 42万円				
	県	16,841,989		5 葬祭費 1件 5万円				
	その他	235,421,197		6 保健事業 (1) プール割引利用事業の廃止 (2) カレンダー配布事業 生活習慣病予防等の普及啓発を目的に配布 (作成経費を節減)				
	市費	31,497,078		7 特定健康診査・保健指導 (対象者 668,700人) (1) 事業目標 特定健康診査受診率 25% 保健指導利用率 20% (※) (※) 特定健康診査受診後の保健指導対象者に対する利用人数の割合 (2) 受診率向上への取組 特定健康診査未受診者への勧奨通知の試行 〈新規〉 (3) 横浜市健康診査(75歳以上)受診への円滑な移行 〈新規〉 75歳到達により、特定健康診査から横浜市健康診査対象者になる方への案内通知				
8 保険料		(1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ (市費繰入項目：一般法定給付費及び後期高齢者支援金の5.5%) (2) 19歳未満の方に対する扶養控除の見直しが、保険料に影響を及ぼさないようにする政令改正を受けた、条例改正とシステム改修						
9 会計健全化への主な取組		(1) 保険料収納体制の強化 【中期】 (2) 保険料不納欠損分への一部市費繰入れ (3) 医療費の縮減 ・ジェネリック医薬品個別差額通知						
<保険料率の比較>								
	賦課割合		医療分料率		支援分料率		介護分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
24年度	50%	50%	40,870円	1.48 見込	12,550円	0.48 見込	16,420円	0.54 見込
23年度	50%	50%	38,890円	1.36	11,730円	0.43	15,140円	0.47
※保険料賦課限度額(前年度と同額)：医療分 51万円、支援分 14万円、介護分 12万円								

V 地域医療体制の確保と充実

31	医療政策の推進		事業内容 医療政策に係る、総合企画機能の強化を図ることにより市民が安心して暮らすことができる医療環境の実現を目指します。 1 医療政策の推進 5,100千円 (1)医療政策有識者会議の開催等 医療政策推進のための支援機関として、横浜市の医療政策全般及び具体的な課題について専門的な助言及び情報提供を行います。 (委員)学識経験者、市立・市大病院の代表者等 (主な検討テーマ)がん等の総合的な疾病対策、横浜型の地域医療連携体制の構築、災害時の医療供給体制 他 (2)次期「よこはま保健医療プラン」の策定<新規> 本市の保健医療を中心とした施策を総合的に体系づけた中期的な指針として次期「横浜市の保健医療の推進に関する計画」(通称:よこはま保健医療プラン)を策定します。 (計画期間)25年度~29年度 (3)医療政策を担う人材の育成<新規> 本市の医療政策を担う人材を育成するため、連続講座や現場研修などを計画的に開催します。
本年度	千円 5,100		
前年度	4,000		
差引	1,100		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	5,100	

32	災害医療体制の充実		事業内容 災害時における医療体制を充実強化するため、東日本大震災から得られた教訓等を踏まえて、横浜市防災計画における応急医療提供体制の見直しを図るほか、最も重要な課題である情報受伝達機能を強化します。 1 地域医療救護拠点等における医薬品等の備蓄 28,870千円 災害時の応急医療に必要な医薬品及び医療資器材の地域医療救護拠点や市立・中核病院への備蓄を継続します。また、災害時の医薬品供給体制を拡充します。 2 災害時における通信手段の確保<拡充> 12,781千円 災害発生時には通信手段の途絶が危惧されることから東日本大震災でも評価された通信機器(衛星携帯電話)を医療活動の中核拠点となる各区福祉保健センターや各区医師会(医療救護隊)等に配備します。
本年度	千円 41,651		
前年度	32,093		
差引	9,558		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	41,651	

機器	配備場所
衛星携帯電話	健康福祉局(医療政策室) 各区福祉保健センター(医療調整班) 市医師会、各区医師会(医療救護隊)

33	地域医療体制の確保		事業内容 1 医療人材確保対策事業 513,588千円 (1) 医師等人材確保対策事業 3,250千円 医師をはじめとする医療従事者の確保に向け、安心して働き続けられる環境の整備等を行います。 (2) 看護人材確保対策事業 510,338千円 ア 就業支援情報整備事業 〈新規〉 看護職への就業支援情報を集約し、情報発信を強化するためのWEBサイトを整備します。 イ 看護職復職支援事業 就業していない看護師を対象に、複数の医療機関が合同で実施する就職支援事業に助成します。 ウ 看護専門学校への助成 〈拡充〉 横浜市医師会看護専門学校(菊名・保土谷)及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を助成します。 また、横浜市医師会看護専門学校(菊名)に対し、建物の老朽化に伴う改修費の一部を助成します。 2 地域医療連携の推進 2,591千円 在宅療養も含めた地域医療の充実に向け、医療機関相互の連携、保健・医療・福祉のネットワーク強化に対する取組を推進します。 (1) ネットワーク強化支援事業 2,100千円 医療機関や介護事業者等による地域の在宅療養連携に向けた取組について、支援します。 (2) 在宅療養連携推進協議会 491千円 在宅療養に携わる施設の代表者等で構成する協議会を開催し、在宅療養環境の充実に向けた検討を行います。 3 地域医療を支える市民活動の推進 【中期】 17,118千円 医療機関の適切な利用を推進しながら、子育て家庭の安心を目指し、地域の子育て支援団体、医療機関等との協働により、区役所、地域子育て支援拠点で小児救急のかかり方や家庭での看病に関する講座等の啓発活動を行います。 4 地域中核病院支援事業 485,079千円 救急医療など地域医療に貢献する地域中核病院に対し、建設時の資金等の借入れに伴う利子を補助します。 5 病院事業会計繰出金 7,327,456千円 市立病院が実施している救急医療などの、政策的医療等にかかる経費について、繰り出します。 (1) 市民病院 1,963,812千円 (2) 脳血管医療センター 3,138,641千円 (3) みなと赤十字病院 2,225,003千円
	本年度	千円 8,345,832	
	前年度	7,965,385	
	差引	380,447	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	50,000	
	市費	8,295,832	

34	産科・周産期医療体制の充実		事業内容
本年度	千円 219,130		<p>1 産科拠点病院の整備【中期】〈拡充〉 55,070千円 安定した出産機会の提供や、周産期救急患者の受入体制の充実を図るため、「産科拠点病院」を方面別に3か所整備します。 24年度は候補となる3病院が「準備病院」として、輪番制による産科医師の複数当直を実施します。 (準備病院) 横浜労災病院 (北部医療圏) 市民病院 (西部医療圏) 済生会横浜市南部病院 (南部医療圏)</p> <p>2 産科医療対策【中期】 56,062千円 安心して出産できる環境の確保や人材を育成するための研修等に対し助成を行います。また、医療機関の連携を推進するための支援などを行います。</p> <p>(1) 産科医師確保助成〈拡充〉 産科医師を増員し、出産取扱件数を増加する病院や診療所に対し、医師確保にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>(2) 産科医師等分娩手当補助金の交付 産科医師等に、出産取扱件数に応じて手当を支給する病院や診療所等に対し、費用の一部を助成します。</p> <p>(3) 産科病床等の設置促進 産科病床の増床等を図る病院等に対し、増改築費用等の一部を助成します。</p> <p>(4) セミオープンシステム推進事業 病院、診療所間の連携を図り、役割分担を推進する取組に対して助成します。</p> <p>(5) 早期産後ケア促進事業 病院等を早期に退院し、自宅等で産後ケアを受ける取組に対して助成します。</p> <p>(6) 助産師のスキルアップ支援 潜在助産師・勤務助産師研修にかかる費用を助成します。</p>
前年度	210,793		
差引	8,337		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	18,052	
	その他	—	
	市費	201,078	
			<p>3 周産期救急医療対策【中期】 100,148千円</p> <p>(1) 周産期救急連携病院、周産期センターの運営費助成 出産前後の母体及び新生児を対象とした周産期救急医療の充実を図るため、二次救急医療に対応する周産期救急連携病院や、三次救急医療を担う周産期センターに対し運営費を助成します。</p> <p>(2) 周産期救急連携病院等の当直体制強化 周産期救急連携病院等において、患者の円滑な受入れを促進するとともに、医師の負担軽減を図るため、産科医師の2人当直を行う場合に、実施回数に応じ、医師の確保経費を助成します。</p> <p>4 産科あんしん電話【中期】 7,850千円 出産施設を探している市民の方の不安を解消するため、市内全ての出産取扱施設(病院、診療所及び助産所)の出産予約状況を、専用の電話窓口等で案内します。</p> <p style="text-align: right;">いいお産</p> <p>○電話番号：#7499(救急医療情報・相談ダイヤル)または、228-1103 ○URL：http://cgi.city.yokohama.lg.jp/kenkou/sanka/index.html</p>

35	救急医療体制の充実		事業内容 1 初期救急医療対策 623,564千円 (1) 初期救急医療機関への支援【中期】 休日・夜間等の医療機関の診療時間外に受診可能な医療機関を確保します。 ア 夜間急病センターの運営（北部・南西部） イ 休日急患診療所の運営等（市内18か所） (2) 横浜市救急医療センターの運営 ア 夜間急病センター（桜木町） イ 救急医療情報・相談ダイヤル（#7499） 電話により市民が利用しやすい医療情報の提供を行います。 (ア) 小児救急電話相談 お子さんの急病時などに、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。 (イ) 救急医療情報センター 24時間365日、救急医療機関を案内します。 2 二次救急医療対策 421,960千円 (1) 二次救急拠点病院への支援 夜間・休日の二次救急（内科・外科）患者の受入体制を強化するため、24時間365日二次救急に対応する病院を「二次救急拠点病院」とし、体制確保費等を助成します。 (2) 病院群輪番制参加病院への支援 病院群輪番制事業に参加する病院に体制確保費等を助成します（市域全体で、1～2病院体制）。 (3) 疾患別救急医療体制の整備・運営 脳血管疾患、急性心疾患、外傷（整形外科）の疾患別救急医療体制の整備・運営を行います。 3 小児救急医療対策 200,000千円 24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う小児救急拠点病院に、体制確保費の助成を行います。 4 救急搬送受入病院連携支援モデル事業 10,000千円 救急隊が現場で搬送先の病院選定に苦慮する事案について、病院の受入促進を図るため、二次救急病院と後方病院との病病連携の構築を支援するとともに、受入実績等に応じた助成を実施します。 5 YMAT（横浜救急医療チーム）の運営 2,494千円 市内で発生した災害現場に駆けつけ、消防隊員と共に救命医療を行う、YMAT（医師・看護師等により編成）を運営します。
	本年度	千円 1,258,018	
	前年度	1,228,433	
	差引	29,585	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	20,234	
	その他	85	
	市費	1,237,699	

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

36	予 防 接 種 事 業	事業内容 予防接種法に定める「定期予防接種事業」を実施するほか、任意予防接種のうち、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについて国と市町村がそれぞれ費用を負担する「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を実施します。												
本 年 度	千円 9,069,070	1 定期予防接種事業 5,321,324千円 (1) 個別予防接種事業 4,475,519千円 協力医療機関においてBCG・三種混合・二種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎等の予防接種をそれぞれ実施します。 日本脳炎予防接種については、予防接種後に生じた重篤な副反応の影響により、厚生労働省の勧告に基づき17年5月以降市町村による接種の積極的勧奨を差し控えていましたが、22年度に3歳児に対して積極的勧奨が再開され、23年度には4歳・9歳・10歳の児童に対しても積極的勧奨が再開されたことから、24年度も引き続き制度周知を進めます。												
前 年 度	12,386,214	(2) 集団予防接種事業 77,813千円 区福祉保健センターにおいて、ポリオの予防接種を実施します。												
差 引	△ 3,317,144	(3) 高齢者インフルエンザ予防接種事業 767,992千円 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザ予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。												
本年度の財源内訳	国	—												
	県	1,646,002												
	その他	978,916												
	市 費	6,444,152												
		2 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業 3,747,746千円 (1) 事業の概要 任意予防接種のうち、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種を引き続き実施し、接種費用を助成します。 (2) 費用助成の対象となるワクチン・対象者など												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮頸がん予防ワクチン</td> <td>中1～高3相当の女子</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>ヒブワクチン</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌ワクチン</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> </tbody> </table>	ワクチン種類	対象者	接種回数	子宮頸がん予防ワクチン	中1～高3相当の女子	3回	ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	1～4回	小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	1～4回
ワクチン種類	対象者	接種回数												
子宮頸がん予防ワクチン	中1～高3相当の女子	3回												
ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	1～4回												
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	1～4回												
		※子宮頸がん予防ワクチンについては、23年度中にワクチンの供給不足により、接種できない期間があったため、23年度の対象者も含む範囲で設定しています。												
		(3) 助成内容（接種費用） 全額公費負担とします。（原則として協力医療機関で接種した場合に限ります。）												
		(4) 事業実施期間 24年度（25年度以降については、国において定期予防接種化を検討予定です。）												
		(5) 事業費内訳												
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ワクチン接種費用</td> <td>3,657,331千円</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん予防ワクチン</td> <td>997,096千円</td> </tr> <tr> <td>ヒブワクチン</td> <td>1,170,456千円</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌ワクチン</td> <td>1,489,779千円</td> </tr> <tr> <td>事務費等</td> <td>90,415千円</td> </tr> </tbody> </table>	ワクチン接種費用	3,657,331千円	子宮頸がん予防ワクチン	997,096千円	ヒブワクチン	1,170,456千円	小児用肺炎球菌ワクチン	1,489,779千円	事務費等	90,415千円		
ワクチン接種費用	3,657,331千円													
子宮頸がん予防ワクチン	997,096千円													
ヒブワクチン	1,170,456千円													
小児用肺炎球菌ワクチン	1,489,779千円													
事務費等	90,415千円													

37	感染症・食中毒 対策事業等		事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。
本年度	千円 894,288		1 感染症・食中毒対策事業 23,573千円 感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発等により発生を未然に防止するほか、発生時には関係者の迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。
前年度	643,679		2 結核対策事業 223,784千円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。
差引	250,609		3 エイズ・性感染症予防対策事業 62,092千円 エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。
本年度の 財源内訳	国	176,075	4 衛生研究所運営事業 158,450千円 保健衛生に関する試験検査や調査研究を行います。
	県	42,917	5 衛生研究所再整備事業【中期】 329,715千円 老朽化した衛生研究所を金沢区富岡東に移転・再整備します。
	その他	20,550	24年度は、本体工事に着手します。
	市費	654,746	

38	新型インフルエンザ 対策事業		事業内容 新型インフルエンザは、誰も免疫を持たないため、ひとたび発生すれば感染が容易に拡大し、社会的な影響が大きいことから、被害を最小限に食い止めることができるよう、事前に医療体制の整備や必要な資器材の備蓄などを行っていきます。【中期】
本年度	千円 85,602		1 医療体制の確保等 84,861千円 発生時に患者を重点的に受け入れる、市民病院や地域中核病院などの、帰国者・接触者外来設置医療機関に対して配付する医療用資器材（感染防護具、サージカルマスク等）を備蓄します。
前年度	105,962		また、引き続き医療関係者連絡協議会を開催し、発生時の医療体制等について協議を行っていきます。
差引	△ 20,360		2 市民啓発の推進 741千円 正しい知識や今からできる備蓄等の対策、流行時の適切な対処方法について、市民啓発等を行います。
本年度の 財源内訳	国	822	外国語対応についても、引き続き取り組みを進めていきます。
	県	—	
	その他	—	
	市費	84,780	

39	放射線対策 推進事業		事業内容 東京電力福島第一原子力発電所の事故発生による放射線対策については、引き続き、関係する区局で横断的に組織する放射線対策本部で、市民相談対応や空間線量の測定、水道水・流通食品・学校給食などの検査やマイクロスポットの対応、また測定機器の市民貸出しなど様々な対策を講ずるとともに、市民へ迅速、的確な情報提供に努めていきます。
	本年度	千円 160,564	
前年度	-		1 放射線に関する健康相談窓口事業 8,837千円 健康や食品の安全性に対する市民からの相談に対応するため、23年3月に設置した電話相談窓口で、引き続き市民の相談や問合せに対応していきます。 また、放射線量測定結果等については、電話相談窓口での説明に活用するとともに、ホームページや紙媒体を活用しつつ、より効果的な方法で情報提供を行います。
差引	160,564		
本年度の財源内訳	国	19,950	2 食品の新たな基準値に対応する検査機器整備事業 〈新規〉 47,081千円 24年4月から施行される、こどもの健康影響に配慮した食品中の放射性物質の新しい基準値に対応するため、本場食品衛生検査所及び南部市場食品衛生検査所にゲルマニウム半導体核種分析装置を導入します。
	県	-	
	その他	140,614	
	市費	-	
3	市内流通食品等検査事業 〈拡充〉 28,359千円 既に実施している、市場で流通する食品の検査に加え、以下の検査を行います。 (1) 新基準が設定される「乳児用食品」100検体の検査を新たに実施 (2) 市内の量販店で流通する食品200検体の検査を新たに実施 (3) 新たに導入する検査機器（上記2参照）を用いて、市内産や市場に入荷する農水産物を対象とした検査の充実		
4	肉牛の全頭検査事業 23,124千円 23年8月8日から開始した全頭スクリーニング検査については、24年4月以降は、新基準に対応したゲルマニウム半導体核種分析装置による検査を行います。		
5	市民への情報提供事業 〈新規〉 3,163千円 放射線の基礎的な知識を解説した冊子を作り、市民講座等で使用します。 また、同時に作成するパネルを区役所やイベント会場で掲示するなどして、放射線に関する知識の普及啓発に努めます。		
6	その他放射線対策事業 50,000千円 放射線対策本部を中心に各区局と連携しながら、市民の放射線に対する不安等に対応するため、その状況に応じた迅速かつ適切な対策を講じていきます。		

40	食の安全確保事業		事業内容 肉の生食等による食中毒やノロウイルス等による健康被害を防止するため、監視指導や検査を強化して食の安全を確保します。 1 食品衛生監視指導等事業 64,215千円 飲食店、製造業等の施設に対する監視指導等を実施します。 2 食の安全強化対策事業【中期】 70,083千円 (1) カピバクター、O157等食中毒予防対策事業〈拡充〉 生食用食肉に関する新たな規格基準が施行されたことに伴い、監視指導と検査を強化します。 (2) 残留農薬検査事業 輸入・国産農産物や加工品等の検査を実施します。 (3) 動物用医薬品検査事業 食肉や魚の抗生物質等の残留検査を実施します。 (4) ノロウイルス食中毒予防対策事業 社会福祉施設等の監視指導や卸売市場、スーパー等に流通している食品の検査を実施します。 (5) アルギン物質を含む食品、遺伝子組換え食品検査等事業 アルギン物質を含む食品等の検査を実施します。 3 BSE(牛海綿状脳症)等検査事業 24,922千円 引き続き全頭のスクリーニング検査を実施します。 4 市場衛生検査所運営事業 127,702千円
本年度		千円 286,922	
前年度		245,963	
差引		40,959	
本年度の財源内訳	国	7,093	
	県	—	
	その他	219,612	
	市費	60,217	

41	快適な生活環境の確保事業		事業内容 墓地埋葬法及び改正条例の趣旨に沿って、墓地設置許可に係る審査を強化するとともに、レジオネラ症防止対策、小規模受水槽水道衛生対策を推進します。 1 環境衛生監視指導事業〈拡充〉 9,411千円 ホテル、公衆浴場、プール、理容所、美容所等の環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するため、施設に対し監視指導や水質検査を実施し衛生的な環境の確保を図っていきます。 また、「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置し、専門の有識者により墓地設置に係る財務状況を審査することにより、墓地の適切な許認可業務の推進を図ります。 2 建築物衛生対策事業 7,974千円 (1) レジオネラ症の防止対策 重篤事例や集団感染の事例を踏まえ検討を重ねた入浴施設等での効果的なレジオネラ症対策を基に、具体的なレジオネラ症防止対策の指導を徹底します。 (2) 小規模受水槽水道衛生対策の推進 地下式受水槽等の設置者に対して適切な維持管理の指導を徹底します。
本年度		千円 78,309	
前年度		81,697	
差引		△ 3,388	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	120	
	その他	10,858	
	市費	67,331	

42	動物の愛護及び保護管理事業	
本年度	千円 226,653	
前年度	257,972	
差引	△ 31,319	
本年度の財源内訳	国	—
	その他	118,333
	市債	37,000
	市費	71,320

事業内容

犬や猫の適正飼育や終生飼育、不妊去勢手術の推進等の動物愛護普及啓発事業、犬や猫の保護収容や狂犬病予防事業等の動物保護管理事業を実施し、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指していきます。

1 動物愛護センター運営事業 39,510千円

23年5月に開所した動物愛護センターは、しつけ方教室等を行う「交流棟」、治療等を行う「動物ふれあい棟」、猫の生態を観察し譲渡を促進する「猫の家」、屋外の「ふれあい広場」からなっており、動物行政の拠点とするとともに、犬や猫とのふれあいをきっかけとした市民の活動を支援する交流の場としても活用します。

運営は動物関係団体や市民ボランティア等との協働を基本として、収容動物が可能な限り譲渡されることを目指します。

【所在地】神奈川県菅田町75番4

【面積】敷地面積：10,560㎡ 延床面積：2,858㎡

【最大収容頭数】犬70頭、猫120頭

【市民利用】月曜～土曜 8時45分～17時15分

2 動物愛護普及啓発事業 29,677千円

動物愛護センターでは、保育園・小学校等の児童・生徒等を対象とした「動物の飼育体験教室」、動物の飼育者等を対象とした「しつけ方教室」や「譲渡会」等を開催します。

また、猫の不妊去勢手術(対象:4,500頭)、犬や猫のマイクロチップ装着(対象:1,000頭)費用の助成を横浜市獣医師会との協働で、継続して行います。

3 動物保護管理事業 63,543千円

犬・猫等の引取り業務、放れている犬、飼い主が不明で自活不能な猫及び傷病動物の保護収容を行います。

市民からの通報により発見された傷病動物は、横浜市獣医師会の動物病院で緊急的な治療を行い、その後の継続治療は動物愛護センターで行います。

また、保護収容した犬や猫等の診察及び治療、飼い主への返還、譲渡等を行うとともに、ペットショップ等の動物取扱業の監視指導を行います。

4 狂犬病予防事業 37,713千円

狂犬病発生の予防のため、犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進し、犬の登録台帳の管理、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を行います。

5 動物愛護センター整備事業 56,210千円

23年5月に開所した動物愛護センターの周辺整備を引き続き行います。

43	医療安全の推進		事業内容 1 医療安全支援センター事業 10,780千円 (1) 医療安全相談窓口 医療に関する相談や苦情に中立的な立場で対応し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築及び医療機関における患者サービスの向上・促進を図ります。 (2) 医療安全研修会 医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、医療従事者を対象とした研修会を開催します。 また、市民向け啓発の充実を図ります。
本 年 度	千円 32,204		2 薬務事業 12,771千円 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業などの許認可及び監視指導を行います。 また、市民を対象とした薬物乱用防止及び医薬品の適正使用に関する啓発を行います。 3 医療指導事業 8,653千円 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）業務や許認可業務を通じて、良質な医療の提供や医療安全の推進を図ります。
前 年 度	34,020		
差 引	△ 1,816		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	29,156	
	市 費	3,048	

44	がん検診事業		事業内容 がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関及び福祉保健センター等で実施します。 国庫補助事業として、がん検診推進事業による子宮・乳・大腸がん検診の個別勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。 また、肺がん個別検診は全区での実施体制が整ったことから、モデル事業を終了して、精度管理も含めた検診として本格実施します。																																
本 年 度	千円 2,905,587		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>対 象</th> <th>24 年 度</th> <th>23 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>52,000人</td> <td>52,000人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>20,020人</td> <td>17,000人</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳以上の女性 (2年に1回)</td> <td>109,400人</td> <td>104,000人</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性 (2年に1回)</td> <td>67,240人</td> <td>68,500人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>142,100人</td> <td>137,000人</td> </tr> <tr> <td>P S A検査 (前立腺)</td> <td>50歳以上の男性 (1年に1回)</td> <td>46,000人</td> <td>40,000人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>436,760人</td> <td>418,500人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	対 象	24 年 度	23 年 度	胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	52,000人	52,000人	肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	20,020人	17,000人	子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	109,400人	104,000人	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	67,240人	68,500人	大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	142,100人	137,000人	P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	46,000人	40,000人	計		436,760人	418,500人
区 分	対 象	24 年 度		23 年 度																															
胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	52,000人		52,000人																															
肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	20,020人		17,000人																															
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	109,400人		104,000人																															
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	67,240人		68,500人																															
大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	142,100人		137,000人																															
P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	46,000人		40,000人																															
計		436,760人		418,500人																															
前 年 度	2,633,036																																		
差 引	272,551																																		
本年度の財源内訳	国	460,607																																	
	県	—																																	
	その他	2,429																																	
	市 費	2,442,551																																	

45	健康づくりの推進		事業内容 市民の健康づくり計画である「健康横浜21」を推進するために、健康づくりに関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を行うとともに、次期計画を検討・策定します。 また、「横浜市食育推進計画」の実践に向け、市民団体、民間事業者や関係区局と連携しながら、食育推進全国大会を本市で初めて開催するほか、市民一人ひとりが気軽に楽しみながら健康の維持・増進に取り組む仕組みづくりを進めます。
本 年 度	千円 163,269		1 市民の健康づくり推進事業【中期】 83,908千円 (1) 健康横浜21推進事業 重点取組の①食習慣の改善、②身体活動・運動の定着、③禁煙・分煙の推進及びメタボリックシンドローム対策について、引き続き推進事業を実施します。 また、25年度からの次期計画を策定し、新計画の周知・広報を行います。 (2) 地域人材育成・活動支援 保健活動推進員、食生活等改善推進員など地域の健康づくりの担い手となる人材を育成し、活動を支援します。
前 年 度	100,388		
差 引	62,881		
本年度の財源内訳	国	6,738	
	県	—	
	その他	431	
	市 費	156,100	
(3) 健康づくり事業 生活習慣病予防のための健康相談、訪問指導などを実施します。			
2 食育の推進【中期】 69,361千円 (1) 食育推進全国大会の開催【新規】 健全な食生活の実践や健康づくり、食の安全確保等の推進を目指した「横浜市食育推進計画」の実践に向け、内閣府との共催により、食育推進全国大会を本市で初めて開催し、市民への食育の普及啓発を図ります。 【大会名称】 第7回食育推進全国大会 【開催日時】 平成24年6月16日（土）、6月17日（日） 【会 場】 パシフィコ横浜展示ホールD・はまぎんホールヴィアマーレ 【テ ー マ】 食育&復興支援フェスティバル横浜 ～伝えよう「食」の楽しさ、うれしさ、喜びを～			
(2) 食育の推進 食育関係団体・民間事業者等で構成する推進組織「横浜市食育フォーラム」を通じ、市民・民間事業者との協働によるプロモーションを引き続き実施していきます。			
3 100万人の健康づくり戦略推進事業【中期】 10,000千円 壮年期から高齢期に至るまで市民一人ひとりが、気軽に楽しみながら健康の維持・増進に取り組む仕組みづくりを進めます。			

46	公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容
	千円		1 公害健康被害者対策事業 (一般会計) 719,614千円 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。
	本 年 度	780,428	(1) 公害健康被害補償事業 (2) 公害保健福祉事業 (3) 環境保健事業 (4) 環境保健サーベイランス調査事業
	前 年 度	784,781	2 石綿健康被害者対策事業 (一般会計) 19,310千円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露にかかる健康リスクの調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。
差 引		△ 4,353	3 公害被害者救済事業費会計 41,504千円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。
本年度の財源内訳	国	41,140	(1) 給付事業等 (2) 公害保健センター事業
	県	—	
	その他	724,689	
	市 費	14,599	

47	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)		事業内容
	千円		1 斎場運営事業 1,181,645千円 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。
	本 年 度	2,137,658	2 民営斎場使用料補助事業 30,702千円 民営火葬場を利用した市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。(補助金額16,000円/件)
	前 年 度	1,918,945	3 墓地霊堂事業 310,048千円 市営墓地(久保山、三ツ沢、日野公園、根岸外国人)及び久保山霊堂の管理運営を行うとともに、23年度に引き続き未使用区画の再募集(日野公園墓地 300区画を予定)を行います。
差 引		218,713	4 メモリアルグリーン事業 600,543千円 メモリアルグリーンの管理運営を行うとともに、使用者募集(樹木型300体、慰霊碑型1,700体)を行います。
本年度の財源内訳	国	—	5 市営墓地整備検討事業 5,000千円 納骨堂の整備について検討を進めます。
	その他	1,606,962	6 久保山霊堂耐震補強事業〈新規〉 9,720千円 久保山霊堂について耐震補強工事を行います。
	市 債	9,000	
	市 費	521,696	

外郭団体関連予算一覧

(単位：千円)

団体名	区分	24年度	23年度	増 △ 減	主な事業内容
(財)寿町勤労者福祉協会	補助金	68,464	57,326	11,138	① 寿町総合労働福祉会館の管理・診療所の運営等
	委託料	47,185	47,223	△ 38	① 寿生活館の管理
	計	115,649	104,549	11,100	
(福)横浜市社会福祉協議会 <合計>	補助金	5,804,747	5,893,054	△ 88,307	
	委託料	1,320,701	1,296,301	24,400	
	計	7,125,448	7,189,355	△ 63,907	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,524,262	1,560,944	△ 36,682	① 法人運営費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター
	委託料	1,170,951	1,140,559	30,392	① 地域包括支援センターの運営 (地域ケアプラザの管理・運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,695,213	2,701,503	△ 6,290	
障害者支援センター	補助金	4,280,485	4,332,110	△ 51,625	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	149,750	155,742	△ 5,992	① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営 ② 地域活動ホーム相談事業
	計	4,430,235	4,487,852	△ 57,617	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	補助金	187,157	163,472	23,685	① 事業団の運営
	委託料	2,456,159	2,457,913	△ 1,754	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,643,316	2,621,385	21,931	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	7,471	5,830	1,641	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	920,003	921,203	△ 1,200	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営
	計	927,474	927,033	441	
合計		10,811,887	10,842,322	△ 30,435	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういし